

労 働 委 員 会 議 錄 第 九 号

(二二九)

平成十一年四月二十八日(水曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 岩田順介君

理事 荒井広幸君

理事 森英介君

理事 石橋大吉君

理事 前田正君

井奥貞雄君

大石秀政君

小林興起君

田中昭一君

望月義夫君

中桐伸五君

河上要雄君

大森猛君

濱田健一君

出席國務大臣

労働大臣官房長

野寺康幸君

出席政府委員

労働省職業安定局長

大森猛君

議員

金子満広君

議員

渡辺貞好君

議員

大森猛君

議員

大森猛君

同日 辞任 换欠選任
大石秀政君 棚橋泰文君
望月義夫君 白川勝彦君
今田保典君 城島正光君
濱田健一君 畠山健治郎君

四月二十三日

労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部

を改正する法律案(内閣提出、第百四十三回国

会閣法第一〇号)

職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第九〇号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部

を改正する法律案(大森猛君外一名提出、衆法

第五号)

案の両案を議題といたします。

○岩田委員長 これより会議を開きます。

第百四十三回国会、内閣提出、労働者派遣事業

の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の

整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及

び内閣提出、職業安定法等の一部を改正する法律

案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出があり

ますので、順次これを許します。大村秀章君。

○大村委員 おはようございます。自由民主党の

大村秀章でございます。

それでは、きょうは貴重なお時間をいただきま

して、労働者派遣法そして職業安定法の質問をさ

せていただきたいと存じます。

緊急雇用安定地域の指定拡大に関する陳情書
(北海道伊達市鹿島町二〇の一伊達市議会内檜山
里慶三)(第一六〇号)派遣労働者の保護措置の拡大に関する陳情書
法案の質問に先立ちまして、中央省庁の行政改
革につきまして、もうこれは決定したことござ
いますのでどんどん進めていかなければならぬ
わけありますけれども、大臣の感想といいます
か、御見解をまずお聞きできればと思っておりま
す。昨年成立いたしました中央省庁改革の基本法を
受けまして、本日ですか、関係各省庁の設置法の
法案が内閣より国会に提出される予定となってお
るわけでありますて、労働省は厚生省と一体とな
りまして、雇用から社会保障に至るまで国民生活
に深くかかわる分野を担当する役所としてますま
ず重要な責務を担うということになるわけでござ
います。今後は、これを着実に進めていくって、行
政改革の実を上げていくことが重要だと思つわけ
でござります。こうした中で、昨年来、省庁名につきましてい
ろいろ御議論がございました。私は、昨年も、そ
してこの間の二月の大臣の所信表明に対する質問
でも申し上げましたけれども、やはり労働という
概念、これを明記するということがどうしても必
要だということを主張させていただいてまいりま
した。今回提出された設置法案では、厚生労働省とい
う形になりました。いろいろ御意見はあった上で
こうして決まったわけですが、労働とい
う名称が今回省庁名に明記をされたということに
つきまして、これは決まつたことでありますので
大臣の御見解というのも変でありますけれども、
御感想でも結構であります。これにつきまし
て、今後の労働行政についての考え方も含めてま
ずお聞かせいただければというふうに思います。
○甘利国務大臣 新しい省名につきましては、大
村先生にも大変御心配をいたしまして、そして
労働行政にかかる多くの皆さん方に御心配をい

委員の異動	辞任	白川勝彦君	望月義夫君	大森猛君	濱田健一君
		棚橋泰文君	城島正光君	今田保典君	
		島田健治郎君			

ただきました。おかげさまで労働という名前が新しい省名に入ることになりました、非常に感謝をいたしております。

私、役所の名前というのは、その役所が所管をします行政の内容を端的に表現しているのが一番いいと思います。さきのG-8雇用サミットに出席をしましたときに、ほとんどすべての参加国の大臣が労働あるいはそれに類する名前のついた大臣でありまして、私が在任をしているときに新省名が決まって、そこに労働という名前がなかたら、これはどうしようかなということを非常に心配しておりました。

おかげさまで厚生労働省と、人によっては単純に二省の名前をくっつけただけじゃないかとおしゃる方もおられますけれども、単純にそうしたのではなくて、いろいろ考えをめぐらせて、議論をして、最終的に両省の名前が一緒になった新省名になったのだということで、熟慮した結果、最終的に総理が決断をされたということでありまして、これは英断であっただふうに思つております。

○大村委員 まさしくそういうことだろうと私も思います。労働という概念が明記をされたということは、やはり政府の中で労働行政、特にこうしたものが重要だということでもあると思うわけでありますし、せひこれも踏まえて引き続き労働行政の推進にお力をいただきたいというふうに思つております。

特に、今の雇用情勢を考えますときに、労働行政の重要性はますます高まっていると思っております。昨年の十一月に決定いたしました総合経済対策も含めまして、ことしの小淵内閣の大きなテーマとしてやはり経済再生、景気回復というのがあるわけであります。その中に、雇用活性化経営プランという形で百万人の雇用を新たにつくり出る、そしてまた安定をさせるということをうたつておるわけでございます。

そういう中で、今の雇用失業情勢、一月が完全失業率四・六%という形で過去最高ということです

もございませんし、また雇用者数もずっと過去一年にわたって減ってきておることでござります。そして、特に中高年齢層の失業者という形も大変深刻なものであります。一方で、若年者の失業率といつたものも大きな問題になつてゐるわけござります。そういう意味で、失業率が一たん高まって、またこれを一生懸命下げるということはなかなか難しいことがあるわけであります。

そういう意味で、法案の質問の前に、この法案の前提といいますか、大きな流れの中で、やはり失業率を抑えながら円滑に労働移動を進めていく圖の上で大変大きなテーマであるというふうに思ひます。そういう意味で、こうした厳しい雇用失業情勢に対しまして、労働省としてどういう対策を基本的に講じようとお考えなのか、その点につきましてまずお聞きしたいと思います。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、現在は大変厳しい雇用情勢下にあります。経企庁長官の方の発表ですと、景気に底打ち感が見えてきた、これから景気が反転攻勢に出る幾つかの指標も出てきている、これを大事にはぐくんでいきたいというお話をされました。

今は非常にその大事な時期だと思って、雇用情勢が非常に厳しい、これは相当真剣に、そして積極果敢に雇用対策に取り組んでいくということが基本であります。一方で、余りいたずらに大変だ大変だというのを持ち歩かない方がいいという思いもいたします。

そういう発言をしましたら、一部のマスコミに、甘利国務大臣はのうてんきだと書かれたのであります。私は決してのうてんきではありませんで、つまり、不安をおおり過ぎちゃうと、せつかく景気が底をついたのにもう一段底割れを起こすおそれがある。つまり、雇用不安をいたずらにありますと、消費の停滞を必ず招きます。自己防衛本能が働きますから。そうしますと、さらに景気の腰折れを起こして、とまりつのある下降が始まらなくなるということを私は心配しているの

でありますまして、決して雇用対策をおさりにするということではなくて、もっと真剣にやりますけれども、政府が真剣にやっていますから任せてもいいたいということを強く言う必要があるんじゃないだろうかというふうに思つております。言つてみれば、今は、病氣は治りつつあるけれども、病み上がりというのが一番大事でありますて、いきなり走り出したり、いきなり冷たい風に当てますと、ぶり返すということになります。そっちの方が厄介だと思っておりまして、真剣に、そしていたずらに不安をあおらないように積極果敢に取り組んでいくことが大事だと思ひます。

十一月の経済対策のときに雇用に焦点を当てる対策を行つて、今現在、そのほとんどは一月からスタートしているわけですから、まだ立ち上がりたばかりであります。の中には、恐らく初めての試みでありますけれども、政労使で真摯に話しあつて、そこでの取りまとめを政策提言という形で盛り込んだ、これが百万人の雇用創出、安定度であります。その後に、雇用対策本部におきまして、この創出部分をもつと拡大していくこと、七十七万という数字が出て、これに向かって今努力をしている最中であります。

それから、今先生が御指摘をされました人材の適宜適切な供給のためのスマーズな移動、今回の法案にかかわってくることでありますけれども企業が永遠に雇用を拡大し続けることができるかといいますと、大きくなつた企業は、維持効果はありますけれども、さらに雇用を拡大していく効果というのはだんだん落ちてくるのでありますから、そこは、新しい企業が生まれて、それが伸びていく段階で急激に雇用吸収効果が出てくるのでありますから、そういう急激に伸びていくところに適切に人材が移動できるということは大事な政策でありますと、新たに雇用吸収力がある企業がその力を発揮できないということになります。

その際に、ただ単にスムーズ、円滑な移動とい

うだけでなく、職業能力をアップした、その企業に合った能力を持つた、つまり能力で武装した人材を移動できるというふうな措置をしっかりとセーフティーネットの一環として組み込むということは非常に大事なことだというふうに思っております。

また、先般、去る二十三日に、総理から新しい指示をいただきました。エンブロイアビリティーの向上と雇用のミスマッチの解消について、労働大臣は、通産大臣や文部大臣その他と連携をとりながら新しい政策を提出せという御指示でありまして、五月中にもその新しい政策も発表できるかというふうに思っております。

○大村委員 今大臣言われましたように、円滑な労働移動は大事でありますし、今総理から言われたという、その新しい雇用の創出も含めた政策、これも、とにかくこれでいいというのではないと思いますが、とにかくこれでいいというのではなくて、どんどん新しいものをまた打ち出していくだけで、ぜひ切れ目ない対策というのをお願いできればというふうに思っております。

そういうことで、今言われましたことを前提にして今回の改正案があるというふうに思っております。失業を抑えながら適正な労働市場、労働力の移動を円滑に進めていくといったことが必要なわけでありまして、そのことが景気回復、経済再生に結びつくわけでございます。

私は、二月の大臣の所信表明に対する質疑でも申し上げましたけれども、今回の両法案は、まさしく産業構造の変化でありますとかライフスタイルの多様化、要は働く人自身が一生そこで勤めるという形の考え方がどんどん薄くなつて、一たんそこで働いてみて、これは自分に向いているとか、やはりこういう仕事につきたいとかいうことを見つけながら仕事を選んでいく、そんな時代が来たかなというふうに思っております。そういう意味で、ジョブサーチ型の労働といいますか、働き方というのがだんだんできてきたんじゃないかな。私自身、私の知り合いなり親友、私と同じ世代、三

十代、二三十代の人間にとりましては、余り会社をかわるというのが抵抗がない、そういう時代でもあるんだろうと思つております。

そういう意味で、今大臣言われた、新しい雇用をつくり出すということはもちろん必要でありますけれども、それに労働力を需給調整するという機能をつくる、強化するということも、あわせて本当に大事だなと。今回の両改正案は、その意味での労働力需給調整機能の強化ということも、するものだと思ひますし、そういう意味で、ぜひこれを早目に成立させていただきたいと思いま

す。そのことを申し上げまして、労働者派遣法の改正案につきまして少しお聞きいたしたいと思っております。

今私が申し上げたようなことで、まず労働者派遣法の改正案についてでありますけれども、今回の改正案の大きなポイントというのは、対象業務による限定を原則として外す。ポジリストをいわゆるネガリストに変えるということになるわけでございまして、派遣期間による限定の方式、限定をするということで、対象業務の限定を撤廃するわけでございます。

これは、この国会にも提出されておりますし、〇の百八十一号条約ですか、それにも準拠する形になつておるわけでありまして、私が先ほどから申し上げておりますように、大変望ましい方向だなと思っておりますが、今回、こうした内容の労働者派遣法の改正を提案された背景でありますとか、その目指すべき方向につきまして、労働省の御見解をお聞きしたいと思っております。

○甘利国務大臣 今回、派遣事業の規制緩和を行なわれでありますけれども、これは、働く側と働く側の両方からのニーズに合致をした規制緩和であるというふうに思つております。企業の側からしますと、臨時の、一時的な労働力需要があつて、そこに可及的速やかに人材供給をしてもらえるということが企業自身の競争力の上でも必要だというときに、そういう仕組みがな

いとすると、それを見送つてしまふ。そうする」と、企業自身にとつてもマイナスであるし、見送らなければそこに雇用の場があるのに、実は雇用の場が失われてしまう。

働く方からしましても、自分の働き方にいろいろな選択肢が持てる。もちろん、正規常用雇用として働きたい人、あるいは、自分はこういう仕事をだけしたいし、こういう期間だけしたいというニーズも当然あるわけであります。あるいは、将来規常用雇用としてずっと勤めたい仕事を探す間、派遣社員としていろいろな体験をしてみたい、その中から自分が生涯取り組む仕事だというのを見つけたいという思いも当然あるでしょう。

その両方のニーズを満たすということで、今回の改正をお願いしているわけであります。

国際的に言いましても、一昨年の六月に労働者の派遣事業を含む民間の労働力需給調整事業の運営を認めること等を目的とする、先ほど来てお話をありましたけれども、ILOの百八十一号条約が大多数の政界の一致の賛成によりまして採択されましたところでありまして、これを国内法としております。

この法案が通りましたら、ぜひILOの百八十一号条約、これにつきましてもこの国会でできるだけ早く批准がされればいいなというふうに思つておりますので、その点につきましての御努力もお願いできればというふうに思つております。

そして、今大臣からも御答弁をいただきましたが、私は、雇用側だけじゃなくて、やはり働く側の意識の変化というのも大きい流れがあると思っておりまして、そういう意味では、今回の派遣法によっていろいろなメリットというか効果も大変出てくると思うんですね。

例えば中高年齢の方を再雇用するといった場合でも、こういった方は即戦力として雇つ企業の歴史を振り返りますと、労働者の権利の保護が十分でなかつたという時代、そういった歴史が

てきたわけじゃないわけでありますので、なかなかその人の能力をはかりがたい。そういう中で、リスクを冒してまでとにかくずっと本採用してあります。

そこで、この派遣労働者は、労働省の調べでは八十六万人という方がこういった形で働いておられるというふうにもお聞きしておりますし、何かずつとこういう形で働く方がふえておるわけですね。ですから、そういう意味で、こういう形のものが円滑に進むように、今回、この法律が成立しました上でも、やはりその施行も含めて整備していくことではないかと思っております。

そういう意味では、一部の方から、今回の労働者派遣事業の対象業務の縮小でありますとか、三年後の登録型の派遣の廃止なんかを言われる向きはあるようありますけれども、こうしたことを行う必要があります。今やつてはいる労働者の派遣事業が広がっていく、そこにある意味でストップをかけるということではないかと思っております。

私は、やはりいかがなものかな、いわゆる実態にはいろいろお考えはおありかとは思ふんですが、即してどうも余り合わないんじゃないかなと思うのですが、やはりいかがなものかな、いわゆる実態には思つております。そのことも少し申し上げたいと思います。

メリットはもちろんでありますけれども、今回の派遣法の改正に際しまして一つの大きな焦点となる人の意識の変化というのも大きい流れがあると思っておりまして、そういう意味では、今回の派遣法によっていろいろなメリットというか効果も大変出でてくると思うんですね。

企業の側からしますと、臨時の、一時的な労働力需要があつて、そこに可及的速やかに人材供給をしてもらえるということが企業自身の競争力の上でも必要だというときに、そういう仕組みがな

あつたことも私は否定できないと思うわけですね。

今回の改正案では、保険関係でありますとか苦情処理、さらには秘密保護、いろいろな保護規定があります。そついた保護規定につきましては十分配慮されていると私は考えておりますけれども、さらに、こういった点は十分なのかという声があるのも事実でございますので、この点につきましては、この規定はもちらんでありますけれども、実際の法律、制度の施行、執行段階においても、労働省として、労働行政として十分それを生かしていくことが私は必要だと思っております。

そういう意味で、同じような話かもしれませんけれども、今私が申し上げた点、いわゆる労働者の保護措置を十分講じながら、十分配慮しながら、一方でそのメリットを生かしていくといつた懸念に対しても十分対応した上で、やはりメリットを生かしていくことが私は必要だと思っております。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、今回の改正は、企業側と労働者側、両方からあるニーズに対する問題について法改正の中に対処をしていくということを入れておられます。

先生御指摘のように、個人情報の守秘義務であるとか、あるいは常用正規雇用の代替として使われないように一年を超えた場合には正規雇用として採用するという義務を持つてもらうとか、これは努力義務でありますけれども、あるいは、労働条件が当初の話と違つてある場合は明らかに労働基準法違反であるというようなときには、働いている者がちゃんと申告をしてそれに対処できるような仕組みを入れる、あるいは、そのことをしたことによつて不利にならないようにする等々、労働者側の心配に対処する部分も十分盛り込みまして改正内容としたところでございます。

○大村委員 先ほど私が申し上げた観点、そして今大臣が御答弁いただいた観点、そうしたものを十分踏まえて、その上で、今の労働省の流れを踏まえてこのメリットをぜひ生かしていただきたいと思っております。

もう時間が大分来ていますのであれでございまさが、そういう意味で、今回、労働者派遣法と、もう一つ職業安定法で從来ずっと公共の職業安定機関を中心に職業紹介をやられてきたものを、民間の職業紹介をきちんと位置づける、そしてその範囲も広げる。あわせて、労働市場の労働力需給調整の機能を強化していくことが今回の大きな流れだと思っておりまして、この二法案が成立した暁には、それを受けて労働市場機能の強化をぜひお願いしたいと思っております。

最後にもう一度、本当は安定法につきましてももうちょっとお聞きしたかったんですが、残念ながら時間が来ておりますので……。

今回、この両法律案の改正につきましては、民間の需給調整事業の活用を図るという考え方のものいろいろなルールが整備をされるわけあります。重要なのは、このルールの履行の確保を厳格に実施し、労働者の保護を図るとともに、労働力の需給調整システムに対する十分な信頼を確保していくということであると思っております。

ある意味で、官民相まっての労働力需給調整機能の強化というのが、今後といいますか、ことしの、とりあえず当面の労働行政の一番大きな焦点ですね。ですから、そういう意味で、これをどういうふうに展開していくか、この両法案を踏まえてどう展開していくか、最後に大臣の御決意をお聞かせいただき、私の質問を終わりたいと思います。

○甘利国務大臣 国が働きたい人に仕事の場を紹介できる仕組みあるいは職業能力をつけていく仕組み、これは憲法上、条文の中に国が基本的なこと、最低限のことはやっていくということが明記をされております。ただ、国がすべてをカバーできませんから、漏れがないように民間の力を使つ

て、あるいは国が手が届かないところを民間の英知でもってカバーしていくという体制、官民両々相まって労働需給調整機能をしっかりと持つといふことは、社会のセーフティーネットでありますから大事なことがあります。

その際に、あわせて労働市場のルールの整備充実とその履行の確保を図っていくことも大事なことでありますし、官と民が協力をして、働きやすい、そして将来ニーズを先取りして対応できる仕組み、それから働く者にとっての安心感を醸成する仕組みを両々相まって構築していくといふことは大事なことでありますし、それらのことについても資する法改正として現在お願いをさせていただいているところでありますし、委員の皆さんの御理解をいただいて、本法案が成立した際には、法案の趣旨に遺漏なきよう、しっかりと行政として取り組んでいきたいというふうに思っております。

○大村委員 終わります。ありがとうございました。

○岩田委員長 石橋大吉君。

○石橋委員 わずか三十分の質問時間ですので、余り大した質問ができませんが、今国会も後半は省庁の再編や地方分権・括法案の審議、参議院におけるガイドラインの審議などもあって、本来なら一日か二日かけて労働委員会でも雇用失業問題をやるべきだったが、それが来てしまつたから見えていませんでした。

御承知のように、雇用対策法では、完全雇用の達成を政府の政策目標として鮮明にしながら、労働大臣に関係行政機関の長に対する要請権を規定をして、雇用対策に関する労働大臣の調整機関としての地位を明らかにしているわけであります。どうも労働省全体がそういう規定を踏まえながら積極的かつ熱意あふれる雇用創出についての態度をとっておられるのかどうか、そのヒアリングを受けた感じではいささか疑問を持たざるを得ないような受けとめ方を私はいたしました。

御承知のように、この一月及び二月末発表の労働力調査によりますと、失業率は一月末四・四%が二月末は四・六%、完全失業者の数は一月末二百九十八万人が二月末には三百十三万人、こういふふうにふえているわけであります。

しかも、加えまして、三月三十一日の朝日新聞

に「主要企業が最近発表した人間削減策」、こういふのをちょっと詳しく載せておりました。それを見ますと、例えば日立製作所は九八年度中に四千人の削減をする、九九年度には分社化などで四千人の出向あるいは転籍をする。東芝はATM部門の売却などで九九年度末で約四千人の減員をする。NECは二〇〇一年度末までに一万五千人の削減をする。ソニーは二〇〇二年度末までにグループ従業員の一割に当たる一万七千人を削減する。こういう削減計画がずらつと並んでいるわけですね。こういう状況は、まさに人減らし競争の時代、こう言わざるを得ないほどリストラ計画が並んでいるわけであります。

四月の七日付の日経新聞の「検証 雇用改革」によれば、日本経済新聞のデータバンクの試算では、企業の過剰雇用数は五百六十万人だ、こういふ数字をはじき出しているわけです。五百六十万部をリストラするかどうかは別ですが、どちらにしても、まだまだそういう意味では企業の労働者の削減、リストラが続く、こう見ておかなければならぬと思うのです。

そういう状況に照らして考えたときに、この十七万人の雇用創出計画については政府を挙げてよく真剣に取り組まないと失業者の増大に追いつかない、こういう状況になるんじやないか、こう心配しているわけであります。

この点で、労働大臣の雇用創出にかける決意と考え方をまず最初に伺っておきたいと思います。

○甘利国務大臣 先月の雇用対策会議の席上、一两年前に七十七万人の新規の雇用創出を図る、各省別に数字が出されました。

これについて、決意の度合いが足りないという決意を取り組んでいくつもりでありますし、現在そうしているわけであります。政府としては相当な御指摘も今いただきました。政府としては相当な決意で取り組んでいくつもりでありますし、現在経済の国ではありませんし、これは民間の努力に依存するものであります。介護福祉のよつ分野は、予算をふやした分人がふえるという直結性がありますけれども、それ以外は予算と雇用の直結

性がございません。そこで、環境整備は政府が精力的に取り組むべき重要な課題と考えております。

きょうも産業競争力会議が朝ございました。そこで経営者側からいろいろな意見が出されましたわけでありますけれども、私からも発言をさせていただきます。とにかく今の経済状態を回復する強力な世界の牽引役になっていくためには、個々の企業の競争力を引き上げていかなければならることは事実である。ただし、その場合に、安易に雇用の削減という手法で競争力を上げる、生産性を向上させるということではなくて、そこにいる従業員の労働能力を引き上げる、バージョンアップを図るということを通じて生産性の向上を図ることを最優先に取り組んでもらいたいというお話をさせていただきました。経団連の会長からも、雇用を守るというのは企業の社会的責務であるということはよく承知をしておりますと、いうお話をいただきました。

そこで、各社がリストラ計画を発表しております。先生御指摘のように、上場企業は何千人あるのは一万五千人という単位でリストラ計画を発表しておりますが、確かにその本体で雇用者数が減るというのは紛れもない事実でありますけれども、一般にその分生首が飛ぶという印象、これは誤解がありまして、その誤解が社会不安をあげて、それが消費が停滞したままというふうにはね返ってきていた。そうしますと、さらなるリストラを強いられるというエンジンレスの追っかけっこになってしまふ。これを断ち切らなきやならない。

企業が、特に大手企業が発表しておりますリストラ計画は自然減で調整するものであつて、私は調査をさせましたけれども、生首を飛ばす、といふのはほとんど、パーセンテージはうんと少ないわけであります。社会に与える誤解を払拭していく

ということがあつた。そこで、新しい分野のニーズをつくり出していくことが大事だと。そこで、ニーズがあるから企業ができるということも事実だけれども、サプライサイド、供給側の企業ができるから伸びていかないといけないということであります。

競争力会議でも、新しい分野のニーズをつくり出していくことが大事だと。そこで、ニーズがあるから企業ができるということも事実だけれども、サプライサイド、供給側の企業ができるから逆にニーズが起きるということとも言えるんではないだらうかと。

例えば、今レンタルビデオとかレンタルレコードというのが非常に盛んであります。その業態ができるときには、そういう貸し業務が広範にできると物を買う人がいなくなっちゃって売れなくなっている心配が随分業界から出されました。しかし、レンタル業務ができると逆に物が売れたというのも事実でありますし、特に物によっては、例えばビデオは自分で買って見るかといったら、そういう業務がなかつたらビデオは見ないで、映画館かテレビで見るのを見るだけということになつちゃう。そういう業ができると借りる人がふえて、レンタルビデオショップは同じ映画を一つだけ置くんじゃなくて、二十も三十も買ひ入れてレンタル用に置くわけでありますから、それが伸びるということになつてきているわけであります。

サービス業分野、よく総務省は家事のアクトソーシングということを言われます。家事をアクトソーシングで引き受けける業務がないからアクトソーシングをしないといふことも事実だと思ひますし、そこが業ができることによって逆にニーズが起きてくる。それによって雇用が拡大をするということがございまして、今の競争力会議で、最近の労働省調査でも、この形態を今後も選択したい、こういった派遣労働者も少なくないようあります。

○石橋委員 どっちにしても、景気回復のために雇用者数が減ることは事実でありますから、新しく雇用者の受け皿になってくれる企業がどんどん伸びていくかないと、いうことだと思います。

そういう意味で、次には政府の景気対策に関連して少しお伺いをしたいと思っておりましたが、大臣が丁寧な答弁をされたものだから、これでもう十五分ぐらいいたつてしまいまして、余り時間がありませんから、次の質問は飛ばします。

労働者派遣法の改正案について一、二伺つておきたいと思います。

まず、派遣労働の原則自由化をめぐってちょっとお伺いをしたいと思いますが、平成九年度の労働者派遣事業報告によりますと、派遣労働者数は約八十六万人、対前年度比で一八・一%の増加。一九八六年の労働者派遣法施行以降、派遣労働者数は急速に増加をしている、こういう状況になっているようです。

労働者が派遣労働を選択する理由は、おおむね選択する余地がなかつたといった経済的理由を挙げるケースもあるようあります。このいすれが主要な要因になっているかは諸外国の例を見ても必ずしもはつきりしていない、こういう状況であるようですが、我が国では女性が派遣に從事している割合が非常に多い、こういうこともあります。最近の労働省調査でも、この形態を今後も選択したい、こういう派遣労働者も少なくないようあります。

企業サイドの派遣労働の利用の理由を見ると、指摘してきた問題点、特に労働者の保護という点に十分配慮しながら、いろいろな改正点を加えています。

今回の改正は、従来派遣労働についていろいろ

えながら臨時的、一時的な、あくまで常用労働の代替を防止するといういろいろな仕組みをつくりまして労働者派遣対象を広く認めていこうというものであります。これをポジティブリスト方式だけにするということでは現在の労使それぞれの需要にこたえられないのではないかというふうに思います。

また、登録型派遣につきましても、我が国社会のいろいろな変化を背景にいたしまして、自分の働きたいときに働きたいという労働者が、先ほど申しましたが、随分とふえてきているわけあります。実際にも登録型で働いている方が多いわけでありまして、これを認めないということになりますと、これら多くの方の職場を逆に失うことにもなるというふうに考えております。

こうした観点から、あくまでも常用代替については厳格にこれを禁止するという方策をとる一方、また労働者の保護についても十分な手当をしながら、今回の対象業務は広く拡大し、労働者の保護もしっかりととするという形で法案の提出をしております。このことについても十分な手当をとつて、同僚委員からも引き続きましてしっかり問題点の追及をさせていただきたい、こう思つておりますので、次に移りたいと思います。

次は、派遣受け入れ期間の制限とその実効性の確保について伺いたいと思うのです。連合など労働組合側が非常に心配をしているよう、派遣労働が常用雇用の代替となり、いたずらに拡大しないようにするための最大のかぎは、派遣受け入れ期間に果たして実効性があるのかどうか、これが一番大きな問題ではないか、私はこう思つておるわけであります。

そういう意味で、今回の改正案の特徴を見ると、一応、派遣労働の利用が常用雇用の代替となるような枠組みを持つておると思います。すなわち、改正法案では、常用雇用の代替のおそれが少ない臨時的、一時的な労働需要に限って派遣労働の原則自由化を図つたもの

であります。その背景には、こうした就業の利用が長期雇用システムを不適に侵食しないように歯どめをかけるという考え方があると思うのですが、この点についてどういうふうになっておりまして、問題は、果たしてこれが現実に実効性があるかどうかが問題になるわけであります。

このことについて、まとめて三つほど聞いておきたいと思うのですが、まず第一点は、一年の受け入れ期間を超えて派遣労働者を用いた場合の派遣先に対する制裁をどうするか、こういう問題であります。

改正法案では、制裁としては企業名公表などの措置が予定されているわけですが、しかし、派遣期間を限定する法制において、派遣期間を超えた場合にはユーザー企業である派遣先への雇い入れを強制される制度をとつておる、例えはドイツ、フランスもそうだったと思ひますが、そういう国々が結構多いわけであります。我が国においてもそういう制度を導入することはできないのかどうか、これが一つ。

二つ目は、改正法案では、同一事業所の同一業務について一年を超えてはならない、こう規定しているわけですが、問題は、同一業務をどのように当事者及び監督官庁が特定、認識をするか、このような問題があります。従来の適用対象業務といふと違つて、ネガティブリスト方式のもとでは企業ごとに多種多様な業務指定がされる可能性があり、また業務の境界線もあいまいとなるものと考えられるわけであります。この点も厳格にきちんとされなければ一年間の期間制限も全く無意味であるといふふうに規定しているわけでありまして、この解釈を確定するということが、常用代替の防止を図る、厳密に運用するという点から大変大事なことです。この点をどう考えるか。

三つの問題は、派遣受け入れが終了した時点からどの程度のインターバル、クーリング期間をとるか、この点をどう考えるか。

も可能となるのかなどが重要な問題となると思ひます。期間限定の実効性が担保されるような基準を設ける必要があると思いますが、この点についてどういうふうに考えておられるか、承りたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 まず、一年を超えて派遣労働者を使用した、その場合のいわゆる義務化の問題でございます。

確かに、諸外国の例には、派遣期間を超えて継続してこれを使用するといった場合には雇用契約が成立したものとみなすといったふうな規定を設けておる例が見られます。我が国の雇用に関する法制を見ますと、例えは障害者について雇用率の制度を設けているとか、あるいは男女について採用で差別をしてはいけないといった規定、こういったふうに雇用について一定の規制をかけておる法制度をとつておるわけですが、いずれ遣期間を限定する法制において、派遣期間を超えた場合にはユーザー企業である派遣先への雇い入れを強制される制度をとつておる、例えはドイツ、フランスもそうだったと思ひますが、そういう国々が結構多いわけであります。我が国においてもそういう制度を導入することはできないのかどうか、これが一つ。

二つ目は、改正法案では、同一事業所の同一業務について一年を超えてはならない、こう規定しているわけですが、問題は、同一業務をどのように当事者及び監督官庁が特定、認識をするか、このように問題があります。従来の適用対象業務といふと違つて、ネガティブリスト方式のもとでは企業ごとに多種多様な業務指定がされる可能性があり、また業務の境界線もあいまいとなるものと考えられるわけであります。この点も厳格にきちんとされなければ一年間の期間制限も全く無意味であるといふふうに規定しているわけでありまして、この解釈を確定するという点から大変大事なことです。この点をどう考えるか。

記して表現するものとして事務用機器の操作の業務というふうに、確かにかなりいろいろな使われ方をしているわけであります。この同一の業務の解釈に当たりましては、これが常用労働の代替を防止するという観点から解釈をされる必要がある、こういった観点に立つてかなり厳密に解釈をされる必要があるというふうに考えておるところであります。

現在の段階では、この同一の業務につきましては、派遣労働者が就業いたします課よりも小さい組織の最小単位であります。係あるいは班において行われる業務、こういったものを基本として考るべきではないかというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、この点は指針等においておきましてさらに具体化する必要がある、客観的にさらには明らかにする必要があるであろうといふふうに考えております。

次に、いわゆるクーリング期間の問題でございります。これは、継続して受け入れてはならないという場合のその継続の解釈に係る問題だらうと思いまが、これについては、この議論をしていただきました関係審議会におきましていろいろな議論が出たといふふうに伺つております。三ヵ月程度ならどうかとかいろいろな議論が出たといふふうに聞いておりますが、この問題につきましては、あくまでもこれも常用労働の代替の防止という観点に立ちまして、どのくらいの期間が適当であるか、これは、法案が成立しました後に、審議会の御意見も聞きながら検討したいといふふうに考えております。

改正法案におきましては、同一の業務について継続して派遣労働者を受け入れてはいけないといふふうに規定しているわけでありまして、この解釈を確定するということが、常用代替の防止を図る、厳密に運用するという点から大変大事なことです。この点をどう考へておられます。

○石橋委員 時間がそろそろ来ましたが、最後に

二つほどまとめて質問をしたいと思うのです。

一つは、製造業における派遣の禁止に関する問題であります。

改正案附則第四項、製造業における労働者派遣

事業を当分の間禁止、こうなつておられるわけです。

しかし、産業界を中心にして、製造業における派

遣を解禁すべきだ、こういう意見もあるわけであ

ります。さっきの雇用調整の問題などもそういうところに絡まつてくるのかなという感じもしないことはないんですが、製造業における派遣労働が禁止をされているということは、そういう意味では産業経済に非常に大きな影響を与えていた、もう思ふんです。

例えばフランスなんかは、鉄鋼とか電機など自動車車両とか、ほとんどそういう製造業中心で派遣労働が行われておって、四分の三は男子だ、こういう形になっております。日本では、製造業における派遣が禁止をされておるということも過去

製造業における派遣の禁止をめぐっては、派遣らく関係があるだろうと思ひますか、派遣労働の大部が女性、こういう形になっておるかと思つんです。

と請負の関係をめぐって非常に問題がある。ドイツなんかでは、相当期間をかけて議論しているけれどもなかなか平行線でらちが明かない、こういう状況があるようですが、製造業における派遣の解禁問題と、請負と派遣の関係について、労働省当局はどういうふうに考えておるのか、これをちょっとと、時間の範囲内でおいですから、まずお聞きをしておきたい。

もう一つは、男女雇用機会均等法の適用について、ここでちょっとと急のために伺つておきたいと思ひます。

改正男女雇用均等法が四月一日から施行されました。派遣労働の現場でもこれを厳重に守ることが非常に重要だ、こういうふうに考えているわけあります。派遣事業者に対して法の遵守の徹底をどのように指導していくのか、特に、派遣労働者の制度上、均等法の事業主責任について、派遣元のみならず、派遣労働者を指揮命令する派遣先も責任を負わせるべきだ、こういうふうに考えますが、この点どういうふうに考えておられるか、簡単にひとつお答えいただきたい。

○渡邊(信)政府委員 製造業におきます派遣の適用につきましては、特に製造業の現場にこれを適用することについて、強い懸念が表明されたとこ

るであります。したがいまして、改正法案におきまして、こういった意見に留意をいたしまして、製造業の現場業務につきましては、当分の間、労働省令においてこれを適用しないこととするというふうにしておるところであります。これは、特に製造業において、今委員御指摘ありましたように、いわゆる偽装請負というふうなものがまだ存在するのではないか、こういった懸念があるために、今回もこういった措置になつたというふうに理解をしております。

この請負と派遣との区分の基準でござりますが、これは派遣法制定当時から、労働大臣告示によりまして、みずから事業を行うというふうに厳格に言えるための条件をいろいろと示しているわけであります。が、今般は、さらにこの基準について踏み込めるものがあるかどうか、さらに検討を進めていただきたいというふうに考へておるところであります。

また、いわゆるセクシュアルハラスメントの問題であります。現任でも現行の派遣法におきまして苦情の処理に関する規定がありますが、今般の改正法におきましては、派遣労働者の就業環境を派遣先が整備するためにいろいろと努力しなければいけないという規定を設けておりまして、そういういたたかれた努力の一環としてこの問題を取り上げられることになると思ひますが、具体的には、指針におきまして、派遣先におけるセクシュアルハラスメントの防止について規定をしておきたいというふうに考へております。

○石橋委員　まだまだ不十分ですが、あとはこれからの質疑に譲って、時間が来ましたから、私の質問はこれで終わります。

○岩田委員長　次に、前田正君。

○前田(正)委員　公明党・改革クラブを代表して、三十分の短い時間ではございますが、質問をさせていただきたいと思っております。

質問に入る前に、まず労働大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

現下の雇用情勢は大変厳しいものがございまし

て、この二月で完全失業率が四・六%、三百十三万人ぐらいの方々が失業されているということが発表されたわけでございます。失業率という数字ではありますけれども、私どもは大変心配をしておるわけでございまして、これがどのようにして雇用が順調にいくのだろうか、あるいはさらくに悪化していくんだろうかということをございます。

この間、経済企画庁長官は、景気は底割れをした、これから負の連鎖反応、デフレスペイナルというものは脱したというふうな会見をされておられたわけであります。しかし、私は大阪の地元のことしかわかりませんけれども、地元の中企業者の方々はそれぞれ今大変苦しんでおられますし、また、私どもの事務所にも、大学を来年卒業する、あるいはことしの三月に卒業する、しかし、残念ながら就職がないので、先生、一遍どこか関係のところをどこでもいいですから紹介していただけませんかというふうなことの問い合わせがたくさんあるわけでございまして、大学を卒業しながら就職ができないという方々も幾人もおられるわけでございます。

こういうことを考え、大臣として今の御心境と、これから雇用対策をどう取り組んでいかれるか、この辺をまずお伺いさせていただきたいと思います。

○甘利国務大臣 先般、経企庁長官が、景気が底打ちをして、デフレスペイナルの心配は脱したという宣言をされました。私もぜひそうあってほしいと思いますし、そういう具体的な要素は幾つか出てきていると思います。

中小企業で見ますと、御指摘のようにまだまだ厳しい状況は続いております。ただ、今まで見たに、見える限りの景色が全部灰色だったのから、少し明るい色も出てきたなという状況に変わっているわけであります。ただ、灰色部分がまだ依然として相当ある、灰色というのは見通しが非常によくないという意味ですけれども、それは事実でありますから、これからも手抜かりなく雇

用対策、そしてそれ以前に景気対策をきちっと推進していく必要があるうかと思います。

アメリカが今建国史上最高と言つていいような絶好調の状態が続いていますけれども、これも、アメリカの景気拡大がたしか九二年の三月くらいから始まりまして、今最も記録に至っていると思うんですが、景気拡大が始まりましたが、景気拡大はうんと悪くなり続けておりました。景気拡大が始まって実に一年二、三ヶ月後に失業率は底を打つたという状況でありますと、当時アメリカでは、先生も先刻御承知だと思いますが、景気が拡大しても雇用情勢は改善しないのではないかというような不安さえ広がった。しかし、一年二、三ヶ月後に底を打つて、反転して失業率が改善をして、いって、今や日本を追い抜く低失業率に至ったということになります。

日本におきましても、失業率というのは景気の進行指標でありますから、後追いで改善をしていく。だから、景気が立ち上がっていきながらもさらく、確かに雇用情勢は悪くなるという特性はありますけれども、しかし、アメリカほど長くはないと思います。通常、半年ぐらいと言われていますから、景気が立ち上がって半年後が一番つらいところだと思います。

堺屋長官の言ではありませんけれども、今一番つらいところを雇用情勢は乗り切ろうとしているんだというふうに思います。こここのつらいところをしっかりと耐え忍んで、そしてタイムラグをでかけるだけ短くしながら、景気が反転していくのに追隨をしてよくなっていくようにすることが必要だと思っておりまして、各般の施策をとっているところであります。

もう説明の必要はないと思いますが、昨年の秋の対策、これは、補正それから本年度予算とあわせて雇用というものを最重点施策の一つとして掲げて、今までの安定施策に加えて、さらに創出、省単体ではなくて、政府全体で取り組んでいこうといふことにしているわけであります。

さらに、先般、総理から、企業が競争力をつけていく過程で雇用不安が極力起きないように新たに対策を労働、通産で考えてみるよう指示もいただきました。現在、新しい傾向としては、ホワイトカラー、特に中高年のホワイトカラーの雇用不安が広がっておりますので、ここに焦点を当てた一連の対策が組めないかということです、当然、予算の限度もありますし、制約もかけられてはいるのでありますけれども、その中で、通産と打ち合わせをしながら、ホワイトカラーの中高年に焦点を当てた新たな雇用対策ということを今策定中でござります。これは五月中にも発表ができるのではないかというふうに思っておりま

したけれども、大変に雇用状況というものは厳しい、そして経済と連動するということも我々わからりますし、経済の景気がよくなる、雇用というものはその後追いをする。しばらくの期間を置いてから雇用というものが発生するということもよくわかるわけでございますが、こういった大変厳しい状況の中で、本当に雇用対策がこれでいいのか、今まで必ず雇用というものはよくなつてないのかどうかということももう一度検証しながら、やはり全力を挙げてこの問題に取り組んでいただきたいということを私は申し上げておきたいと思います。

次に、労働者派遣法の問題に触れてまいりたいと思います。
今お話をありましたとおり、今、雇用状況が非常に厳しいわけでございます。常用の方がどんど
んリストラで切られしていくわけでございますが、
こういう状況の中でこの労働者派遣法という法律
が改正をされるということになりますと、むしろ
なぜ今こういう時期にあえてこの労働者派遣法と
いう法律の改正案を出す必要があるのか、まだも
う少し先送りをする方がいいのではないか、今
は、そういった派遣ではなしに、まず常用雇用と
いうものを我々はどうしていくかということを真

剣に考えるべきであって、今のところこの二十六業種だけで十分に業界としての要望にこたえておるのではないか、私はそう考えておるわけでござります。むしろこれを改正する方が、より今のこの失業率が四・六、三百十三万人を救済する方向に向くんだというお考えであるのか、この辺の政府としてのお考え、省としてのお考えを一遍お聞かせをいただきたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 本年二月の失業率は四・六%というふうに大変高いわけですが、この失業率の内容でけれども、二種類あるかといふふうに見ております。

一つは需要不足による失業でございまして、昨今の失業率の上昇はこの面に負うものが大変多いところであります。片や構造的、摩擦的な要因による失業率の上昇という面も見られているわけであります。いろいろな事情で需給がマッチングしないという状況であります。この失業率は、近年、とみにどうですか、じわじわと上昇しております。今まで、現在では、四・六%の失業率のうち三%程度はこの需給のミスマッチによる失業ではないかというふうに見ておるところであります。

実際にも、公共職業安定所に一年間に寄せられる求人の数は約五百万件近くござります。したがつて、日本の労働市場において求人が絶対的に減少している状況ではないというふうに私ども考えているわけでありますが、ただ、残念なことにこれがいろいろな理由によりまして結合しない。例えば事業主の期待する能力を備えた労働者がいないとか、労働者側から見れば労働条件が低いとかあるいは年齢制限が非常に厳しくて就職できないとか、こういったいろいろな事情があつて、ミスマッチがあって、五百万近い求人が実際に三割弱しか充足をされていないという大変不幸な状態にあるわけであります。

このミスマッチの中には、今議論いただいている、一時的な労働の場を見つつけたい、あるいは短期の即戦力を見つけたい、こういった労使の

ニーズというもののに的確にこたえ切れていらない面がある、こういったところもミスマッチの一つの原因になっているのではないかというふうに考えておりますまして、今般、派遣労働の対象を広く認めることによりまして失業の解消に向かう、そういう側面が大きいというふうに私どもは考えております。

ただし、これが常用労働を代替する、リストラの手段として使われるということは絶対に避けるべきであるというのが現在の我が国の共通の認識であろうかというふうに思います。

そういった意味では、派遣労働は、今般拡大されるところは厳格に一年に限定をするということことで、派遣労働が常用労働の代替になるということは絶対にないという仕組みを行なながら派遣労働を広く認めていくとしているところでございまして、こういった意味で、常用労働と今般拡充する派遣労働の働く場といふものはぶつかり合うものではないのではないかというふうに考えているところであります。

○前田(正)委員 今説明をお聞きいたしますと、要するに、常用雇用がいわば派遣によって圧迫されることはない、また、むしろこの今の経済不況の中で雇用の推進につながっていく、こうおっしゃっておられると理解をしております。

そこで、労働者派遣事業の事業所数及び派遣労働者数、できれば男女別あるいは年齢別の、特にそういうもので突出しておるところの現状及び労働者派遣事業の総売り上げといいますか、どちらになつておるのか。そしてまた、今回の法改正によって派遣労働者数というのがどの程度増加するよう見込んでおられるのか、この辺についてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 まず、派遣元の事業所数でございますけれども、平成十一年、本年の四月一日現在で一万五千六百九十二所というふうになっております。このうち、一般労働者派遣事業所が三千六百七十七所、特定労働者派遣事業所が一萬

二千五十五所というふうになつております。
また、派遣労働者数ですが、これは平成九年度の報告でございますけれども、これによると、約八十六万人であります。登録型の中には複数の事業所に登録をしている方もおられますので、この方たちについて常用換算してみると、派遣労働者は平成九年で約三十四万人ぐらいではないかと思ひます。したがいまして、派遣労働者の実数は八十六万人と三十四万人の中にあるのではないかとうふうに見ているわけでござります。
また、平成九年の調査によりますと、派遣労働者に女性が占める割合は七一・四%というふうになつております。また、年齢別では二十歳代が四〇・三%というふうになつておられます。また、年間完上高は総額が約一兆三千三百三十五億円で、これは前年度比一二・八%増と、いうことになつておなりまして、平成六年度以降増加傾向にござります。
今回の改正によりまして派遣労働者がどの程度ふえるかということをございますけれども、現在は二十六業務のいわゆる専門的業務に特定しておるわけでありますが、これを広く拡大していくことになります。ただ、これは、そういうた面では増大要因でありますし、また、従来の派遣と違いまして、あくまで臨時的、一時的な一年間の限定をつけるということでござりますから、これが正確に今後どのくらい伸びるかという予測はなかなか難しいのですが、そう急激にふえることはないのではないかというふうに見ております。
○前田(正)委員 急激にふえるということはない、こうおっしゃつておられますかが、この改正によって幅が広くなる、二十六業種以上に広くなつてくるということになると、当然、派遣先がふえてくるわけでござります。ならば、業者数も当然ふえてくると思いますし、また業者さんも、それ

によるいわば労働者確保というのも当然ふえてくる。したがって、そうふえないのではないかと。いうよりも、私は、急激にこういったものがふえてくる可能性がある、こういうふうに理解するわけであります。

そうすると、ふえてくるということになりますと、今度は派遣先の問題になります。派遣先は、極力安い賃金で雇えればその方がありがたいということになるわけであります。過剰の労働者を抱えている業者としてはできるだけそれを送り込みたいということになると、私は、これから労働者金というものは今のこの二十六業種の平均賃金よりもむしろ安価で安定していく可能性というものがどんどん出てくる、あるいはまた、労働条件そのものも大変悪くなってくるという可能性が多分に出てくるのではないかと大変懸念をしておるわけございます。高値安定をするよりもむしろ安値安定ということになると、それだけ企業は使いやすいということになると、労働者そのものの質といふものも悪化してくるということにもなるわけございます。その辺のことはどうお考えになつておられるのか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 企業の側で派遣労働者に対する要望があるということは、これはいわゆる即戦力を求めているという要素が大変大きいと思いま

すし、また、派遣元事業主にとりましても、派遣した労働者が派遣先企業が要求している能力の水準に達しているということが事業の発展にも大切なことでございまして、この派遣業におきまし

ては、とりわけ派遣労働者の教育訓練というものが従来から重視をされているというふうに考えております。

現行の法律の中にも、派遣元事業主は派遣労働者に対する教育訓練の機会の確保に努めなければいけないという規定を置いておりますし、私ども、実際に派遣業の許可やあるいは更新の際には教育訓練の状況についてチェックをするというふうにしているわけでござります。

年間に限って派遣労働の対象分野を拡大することにしておりますが、短期になればなるほど即戦力に対する需要という面が強くなってくると思いまます。そういう意味では、派遣労働者というのは、一定の能力あるいは技能水準を備えた労働者が派遣の対象になるということで業務は広がりますが、すべての人が派遣の対象になるというものは絶対にないというふうに思っております。

そういう意味では、即戦力としての能力を備えた安心して企業の方も使用できる、こういったことでいいますと、今般の派遣労働の拡大が必要です。

しかも賃金その他労働条件の低下につながっていくことではないかというふうに考えてお

ります。

○前田(正)委員 私は、どちらかというと今の考

え方とは反対です。だんだんこういう業者がふえ

てくる、そうすることによって人を集めめる。もち

ろん御本人の、派遣労働者の質を高めるというこ

とはそれぞれの企業の努力で一生懸命やると思ひ

ますけれども、A社あるいはB社、C社それぞれ

がそれぞれの企業への売り込みについて、あとは

何かというと、もちろん質も大事でありますけれ

ども、雇う方にしてみれば金額的な問題がやはり

一番ネックになると思います。A社、B社、C社

の中でどう安く労働者を手に入れることができる

かというと、もちろん質も大事でありますけれども

それがそれで金額的に問題がやはり

気になるところになると、やはり全体的な値

段、賃金というものが当然下がってくる、たとえ

これが一つの例でありますけれども、こういう

ことが国民生活センターというところに実はいろ

いろ来ておるわけでございます。そういう意味

で、これからだんだんこういうものが広がっていく

中でこういう契約上のトラブルあるいは苦情、

こういったものがいろいろと発生してくるだろ

う、私どもはそう思います。

こうした苦情とかあるいはトラブル、こういう

もの処理をどういうところでされるのかと

これがございますが、この辺についてまずお尋ね

をいたしたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 派遣労働者からの苦情、こ

れはいろいろと確かにあるわけでござりますが、

現在、この派遣労働者の苦情の処理につきまして

は、まず、労働者派遣契約におきまして苦情の処

理に関する事項を定めることとされております。

また、派遣元、派遣先において選任されておりま

す責任者、派遣元責任者、派遣先責任者は、派遣

労働者の苦情の処理に当たることとされておると

とを聞きますと、確かに平成六年ぐらいのときは非常に少なかつたんですが、このところ、平成十

年ぐらいにはぐんと、そういう相談事、苦情が

非常に多いわけでございます。

整形外科医院で働く人を紹介してもらうお約束

をし、一年分六十万円を支払った。ところが、面

接の当日、きょうは行けないと電話が入るといっ

た状態で先に進まない。本当に紹介する気があるのかというふうなことでございます。

あるいは、新聞折り込みチラシを見て人材派遣

業に昨年九月末に登録し、十月から十一月まで六

十日アルバイトをした。アルバイト先の企業から

支払いが滞っているという理由で支払いがおく

れ、さらに、振り込まれるお約束をした日に給料

の振り込みがない、こういうものもあります。

あるいは、直ちに就職可能なフルタイムの歯科

衛生士を三名紹介すると言われて十五万円支払つ

たが、当日になつても連絡がなく、問い合わせた

ところ、現在はかに仕事を持つていることがわ

かつた、約束が違う。

これは一つの例でありますけれども、こういう

ことが国民生活センターというところに実はいろ

いろ来ておるわけでございます。そういう意味

で、これからだんだんこういうものが広がっていく

中でこういう契約上のトラブルあるいは苦情、

こういったものがいろいろと発生してくるだろ

う、私どもはそう思います。

こうした苦情とかあるいはトラブル、こういう

もの処理をどういうところでされるのかと

これがございますが、この辺についてまずお尋ね

をいたしたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 派遣労働者からの苦情、こ

れはいろいろと確かにあるわけでござりますが、

現在、この派遣労働者の苦情の処理につきまして

は、まず、労働者派遣契約におきまして苦情の処

理に関する事項を定めることとされております。

また、派遣元、派遣先において選任されておりま

す責任者、派遣元責任者、派遣先責任者は、派遣

労働者の苦情の処理に当たることとされておると

ころでございます。

実際には、派遣先と派遣労働者の間、派遣元と

派遣の間、あるいはこれら三者の間、こういっ

た関係において苦情の処理が具体的に行われてい

るようであります。

また、こういった派遣労働者からの苦情等に対

しましては、全国の公共職業安定所において派遣

労働者からの苦情相談を受け付けるほか、当該労

働者からの申し出に応じまして必要な場合には事

業所訪問を安定所で行いまして、違反事案が確認

された場合には是正措置を行つ、こうした措置を

とつております。

また、こういった派遣労働者からの苦情等に対

しましては、派遣元、派遣先、そして派遣労働者、この三角関係というものが当然今

回でくるわけでございますが、その中で、法律の

中もいろいろ見てみましたら、要するに、その内

容、条件等々について文書で明示をすること、

派遣労働者、この三角関係というものが当然今

回でくるわけでございますが、その中で、法律の

中もいろいろ見てみましたが、要するに、その内

容、条件等々について文書で明示をすること、

派遣労働者、この

賃金も合つた、いろいろなものが合つた。ところ

についてお尋ねをいたします。

辺がスムーズにすっと切りかえるというところの

す。このような改正に対しても、派遣労働者によ

が、例えばきょうは取締役会議がある、取締役会議があつたときには、女の子の子がすべて帰つた、その女性がまたまそこでコンピューターのいろいろな作業をしてゐつた、ちょうど、皆、各まなけれ

私もお茶を入れてえな、こうなったときに、いや、私はお茶を入れる者としては派遣されておりませ

んでお茶は入れられません、きょうは帰ります、こういうふうなことになるとします。しかし雇い主にしてみたら、お茶ぐらい入れてくれていいえやないか、別にそんなものでどうこう言うことないがなというふうなことで、こういう小さいトラブルというものは必ず起きてくるだろうというふうに思うわけであります。そういうふうな単純なことからいろいろなこと

が仕事の中ありますから当然出てくるわけですが、さうですが、こういったことを踏まえる中で、雇用元とその本人の契約というものを、私はこういうふうな契約をしてこっちへ来たということを、やはりきちっとそういうものを見せることによつて相手に理解を得るということができるわけあります、この辺はどうお考えであるか、ちょっと尋ねをいたしたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 今委員御指摘のように、派書に算定は、労働者派遣によつとする易式にて

は、あらかじめその派遣労働者に対しまして文書で就業条件を原則として明示しなければならない

というふうにされているわけであります。
この文書明示につきましては、条件明示が適切に行われますように、モデル就業条件明示書といふものを労働省が作成いたしまして派遣元事業主

等に周知を図っているところがありますが、実際には、今御指摘ありましたように、通常の上司でない人から業務の指揮命令を受けたとか、あるいは本来の業務でない難用もさせられたといったような苦情がなかなか後を絶たない状況ではありますので、今委員御指摘のような点も踏まえて、今後さらに検討をしたいというふうに思います。

○前田(正)委員 それでは、次に、社会保険制度

一定の要件を満たす派遣労働者については、派遣元事業主は必ず社会保険の加入手続を行わなければならぬことになっていますが、実際には必要な手続を行っていない事例というのも過去にあったように伺っております。

こういった法違反に対してもやはり厳しく文句すべきだと思っておりますけれども、その辺、今度の派遣法における対応というものはいかがになつておるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○渡邊(信) 政府委員 従来、社会保険、労働保険の適用等につきましていろいろな問題が指摘されてきたところであります。法律上は派遣労働者につきましても一定の要件を満たす方については社会保険、労働保険の適用があるわけであります。そして、その違反に対しましては、罰則とかあることは滞納処分等の例によります。処分を行ふことと

こういったことに基づきまして、常日ごろから社会保険、労働保険の適用については努力をしていふところであります。今般の改正法の中に

は、労働者派遣事業の許可の欠格事由の中に健康保険法等の規定により罰則の刑に処せられた者を追加する、こういったものについては許可を与えないと改定内容を盛り込んでおります。こう

○前田(正)委員 そこで、こういった大変厳しい
いたことによりましても、社会保険等の適用が
促進されるように努めていきたいと思います。

措置をとるということは、派遣労働者の保護という点からも私は大事であろうというふうに思います。

ただ、この社会保険といふものは省が違うわけでもございまして、労働省と厚生省、今のこの段階でございますが。ただ、そういった派遣労働者が

言われることには、例えば派遣前はいわば国民健保に入つておる、そして今度派遣先に行くと、社会保険に入る、こういうことになります。その切りかえのその手続というものが非常に邪魔くさいと言つたらなんですかれども、なかなかその

ための手筋で何かもう少し簡単な手筋があつまっているようだ。そんなものをぜひ考えていただきたい、がよろしく思っております。

〔委員長代議員席、川端委員長代理着席〕

それから最後に、時間が参りましたけれども、この間、財団法人日本人事行政研究所というところから、将来あるべき人事管理を考えるための基礎調査というものが出来ております。先ほど各先生方からもお話をありましたけれども、この調

査の中で、上場企業ばかりの千七十社のアンケートの中で、過去一年間に雇用調整を実施してきたというふうなこと、それからまた、約七割が雇用

の過剰感を持っている状況にあり、今後またまたリストラを進めていきたい、こういう調査が出ておるわけでございます。

私どももいたしましても、これからこの四・六%、三百十三万人がさらに大きく膨れ上がるという可能性があるわけでございりますので、特に労働大臣におかれましては、冒頭に申し上げました

この雇用対策についてしっかりした御指導をしていただくようにお願いを申し上げまして、質問を終わらたいと思います。ありがとうございます。

○若田委員長 次に、岩浅嘉一君。
○岩浅委員 自由党の岩浅でござります。四人目

でござりますので重複する部分があると思いますが、お許しを賜りたいと思います。

今回の派遣法改正の最大のポイントは、臨時的、一時的な労働力の需給調整を図るため、派遣業務を専門的な業務に限定した現行の二十六業務からネガティブリストにより適用外となる一部業務を除く全業務に拡大するところにござります。

沙は労働者派遣制度は常用代替雇用や労働

者保護のための措置を整備して適切に活用すれば、労使双方のニーズをきめ細かに調整することを通じまして雇用の確保に有効な機能を發揮する制度であり、今後ともより活用しやすい制度としていくことが重要であると思います。

雇用の流動化という言葉が最近頻繁に使われておりますが、これまでの日本の企業では、退職金や昇進なども勤続年数に応じるなど人事管理制度も終身雇用を前提としてきておりましたが、これが大きく変わり始めております。しかし、雇用の流動化とは、労働者が企業に拘束されることなく、みずからスキルアップを図るために積極的に職場をかえていくことができるという側面や、労働者一人一人の専門性や技術、技能を最大限に生かす場を提供するという側面もあり、適度な流動化は労働市場のマッチング機能を強化し、全体として雇用の安定度を高めることになると思われます。

労働力需給調整システムを適切に整備した上で雇用の流動化が図られるならば、失業のない労働移動が可能になり、また、失業したとしても最短の期間で再就職が可能となるわけでありまして、そういう方向で制度のあり方を検討することが重要ではないかと思います。

労働市場の需給調整機能に対する評価は、労働力の需要と供給それぞれのニーズにいかに柔軟かつきめ細かい対応ができるかにかかるておると思います。そこで、この観点から、改正案につきまして質問をいたします。

まず、労働力需要についてありますが、産業構造の変化や国際競争が激しくなる中で、即戦力となる人材へのニーズが高まっております。特に、新規事業への進出やベンチャー企業の活躍が期待される情報あるいは通信などの分野では、必要とされる人材をスピード的に確保することが最大の課題となってくると思います。

しかし、このよつた場合には、その事業の先行きは不透明であることが多く、有能な人材を確保することは決して容易ではありません。直接雇用による人材の確保のみならず、労働者派遣も組

み合わせた形を活用できれば、ベンチャー企業の育成に極めて有効であり、また雇用の場を生み出すことにもなると考えますが、この点いかがお考えでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 これから新しく事業を起こすというふうな場合には特に、なかなか時間をかけて必要な労働者を教育訓練するということは難しいわけであります。また、専門的な能力を持つた人を迅速に得たい、即戦力として活用したいという希望も強いというふうに思われます。

そういう意味でも、今回の派遣業務の拡大といたものは、こういった点についても大いに資本を講じることにしておりますが、派遣による人材での助力といったことに資すれば大変いいのではないかというふうに思われます。

○岩浅委員 そういった意味でも、今回の派遣法の改定というものは資本をもつた人を迅速に得たい、即戦力として活用したいというふうに思われます。

○渡邊(信)政府委員 そういった意味でも、今回の派遣法の改定というものは資本をもつた人を迅速に得たい、即戦力として活用したいというふうに思われます。

○岩浅委員 次に、先ほどもいろいろ議論が出ておりましたが、二月の完全失業率は四・六%、完全失業者数は三百十三万人、労働者にとって依然厳しい雇用環境となっております。年齢階層別には、若年層と中高年齢層が特に高い数字となっています。有効求人倍率を見てみると、四十五歳から五十九歳で〇・三七、五十五歳から六十九歳では〇・一六となっており、特に中高年齢層において厳しい状況であることが数字からもはつきり出てきておるわけございます。

労働力需要そのものが直ちに大きく拡大するところが必ずしも期待できない状況の中では、労使の多様なニーズをきめ細かに調整することにより雇用機会を生み出していくことが必要であります。

○渡邊(信)政府委員 我が国の高齢者の意識調査によりますと、例えは定年で六十歳を過ぎましてが、派遣労働者自身はもちろんのこと、派遣労働の活用により、派遣先の労働者も育児、介護等の家庭責任を果たしやすくなるのではないかだろうか。今後、労働者派遣が労働者のさまざまな就業ニーズに対応するための重要な選択肢の一つになりますか。

○渡邊(信)政府委員 例えは、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭と仕事の両立が社会的な課題となっておりますが、派遣労働者自身はもちろのこと、派遣労働の活用により、派遣先の労働者も育児、介護等の家庭責任を果たしやすくなるのではないかだろうか。

○渡邊(信)政府委員 例えは、定年で六十歳を過ぎましてが、派遣労働者自身はもちろんのこと、派遣労働の活用により、派遣先の労働者も育児、介護等の家庭責任を果たしやすくなるのではないかだろうか。

○渡邊(信)政府委員 例えは、定年で六十歳を過ぎましてが、派遣労働者自身はもちろんのこと、派遣労働の活用により、派遣先の労働者も育児、介護等の家庭責任を果たしやすくなるのではないかだろうか。

○渡邊(信)政府委員 例えは、定年で六十歳を過ぎましてが、派遣労働者自身はもちろんのこと、派遣労働の活用により、派遣先の労働者も育児、介護等の家庭責任を果たしやすくなるのではないかだろうか。

○渡邊(信)政府委員 例えは、定年で六十歳を過ぎましてが、派遣労働者自身はもちろんのこと、派遣労働の活用により、派遣先の労働者も育児、介護等の家庭責任を果たしやすくなるのではないかだろうか。

○渡邊(信)政府委員 例えは、定年で六十歳を過ぎましてが、派遣労働者自身はもちろんのこと、派遣労働の活用により、派遣先の労働者も育児、介護等の家庭責任を果たしやすくなるのではないかだろうか。

○渡邊(信)政府委員 例えは、定年で六十歳を過ぎましてが、派遣労働者自身はもちろんのこと、派遣労働の活用により、派遣先の労働者も育児、介護等の家庭責任を果たしやすくなるのではないかだろうか。

いは介護休業をとりやすい環境をつくるということは、それぞれの企業にとりましても大きな課題になっているわけであります。そこで、それが育成された方の短期の欠員の補充をするというふうに思いますが、その企業に引き続き雇用されるということも可能になるわけでありまして、そういう高齢労働者あるいは中高年労働者の雇用の場の拡大ということにも大きな意味があるのでないかと、うふうに思います。

○岩浅委員 次に、今回の労働者派遣法の改正における労働者保護措置の整備についてお尋ねをいたしておきたいと思います。

今回の改正は、対象業務を大幅に拡大し、労働者派遣事業への入り口については相当開口を広げた内容となっております。それだけに、派遣元の雇用責任をより一層明確にし、労働者派遣事業を利用する労働者の保護を的確に図り、トラブルを防止していくことが必要でございます。

○岩浅委員 それは、先ほども御質問があつたわけでございますが、労働者派遣事業を運営する労働者の保護の観点のみならず、労働者派遣事業への信頼を向上させ、より多くの労働者が安心して労働者派遣を通じて働く場を得ることができます。労働者派遣の責任をより一層明確にし、労働者派遣事業の責任による事由以外で解除された場合、その労働者はこれを理由として解雇されるべきでなく、他の派遣先に派遣されるなどの対応が派遣元に求められることがありますと理解をしております。中途解約の際の適正な取り扱いの確保について、現在の行政の対応及び今後の検討の方向について伺っておきたいと思います。

そこで、まず、いわゆる派遣契約の中途解約への対応についてであります。派遣契約が労働者の責任による事由以外で解除された場合、その労働者はこれを理由として解雇されるべきでなく、他の派遣先に派遣されるなどの対応が派遣元に求められることがありますと理解をしております。中途解約の際の適正な取り扱いの確保について、現在の行政の対応及び今後の検討の方向について伺っておきたいと思います。

○甘利国務大臣 派遣契約の中途解除、これがどうのぐらいいあるかといいますと、全体の一・二%という報告を受けておりますが、この中には、派遣労働者の責任による解約と、それ以外のものとござります。労働者の責任による事由以外で解約されたという場合には、御指摘のような対応措置をとらなければならないということで、前回の、平成八年の改正の時点で指針を定めておりまして、これをきちんと実行できるように今まで以上に努力をするということが一つと、それから、このと

きに書きました指針をより実効あらしめるように新たな指針にどう書くかという二つの点がござります。

八年のときの指針の内容を具体的に申し上げますと、一つは、派遣元は、派遣先と連携して新たな就業機会の確保を図ること。二つは、派遣先は、契約の解除の事前申し入れや、損害賠償等について適切な善後処理方策を講ずることということを指針に定めてあるわけでありまして、これをさらに実効性を確保するために今回の指針でどうさりに書いていくかということを検討していくといふうに書いていかるふうに思います。

○若浅委員 ゼひ適切にお取り組みをいただきたいと思います。

もう一つ、今後適用対象業務が大幅に拡大することに伴い、これまでにない労働者からの苦情やトラブルも発生することが当然予想されます。的確に対応する体制の整備が必要であり、また行政仕組みを整備することが不可欠であると思います。

今回の法改正におきましても、どのような苦情、トラブル処理のための対応が用意されているのか、また今後どのような方向でこれを整備していくのかを伺っておきたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 現行法におきましても、從来から労働者派遣に係ります苦情につきましては、派遣元責任者や派遣先責任者が苦情の処理に当たるということにされております。その措置について、指針で具体化をしてまいりました。

今回の改正法案におきましては、苦情の事前防

止等の観点から、公共職業安定所が派遣労働者の苦情あるいは相談に応じ、助言や援助を行っておりまし、さらに、労働者派遣について専門的な助言を行います民間の相談員であります労働者派遣事業

適正運営協力員、これは今事実上置かれておるわけがありますが、この協力員の方の役割を法律上明記するということにいたしております。またさ

らに、違法事案につきまして、労働大臣に対する申告制度を設けるというふうにしているところであります。

こういったいろいろな措置をとりながら、派遣労働者の苦情が軽減するように、あるいは迅速に処理をされるように手当てを図っているところであります。こういった手当てにより、あるいは従来からの措置とあわせまして、苦情の処理について万全を期したい、働きやすい職場としていくよう努めをしていきたいと考えておるところであります。

○若浅委員 次に、職業安定法の改正案についてでございますが、常用雇用を含めた労働力需給調整機能の強化を図るために、労働者派遣のみならず、さまざまな需給調整システムを活用していく必要があります。個人の主体的な職業選択を促進するためには、求人情報をはじめ各種の雇用情報

を効果的に提供していく必要があります。一方で、高度情報化の中で大量の情報のはんらんが生じておりますが、いかがでございますか。わざ得意分野において事業活動を進めることができます。この点について、今回の改正法案ではどのような配慮がなされているのか。また、民間の紹介所には、不合理な差別などが生じない限り、できるだけ自由に事業活動の範囲を設定させることが必要ではないか

と思っておりますが、いかがでございますか。○渡邊(信)政府委員 職業安定法により、現在も、公共職業安定所及び民間の職業紹介事業者は受理しなければならないというふうに、職業紹介に関する一般原則を定めております。

ただ、民間の有料職業紹介事業につきましては、これはあくまで営利を目的として行われる紹介事業でございますから、やはりそれぞれ得意の分野というものがあるうかというふうに思いま

す。従来も、それぞれの得意分野において民間の有料職業紹介事業というものが発展を見てきておりま

す。今般は、こういったことも配慮いたしまして職業紹介の範囲を広げるわけですが、その範

囲につきましては、有料職業紹介事業者の申し出

に基づきまして、これらの者が行う有料職業紹介の実施を安定所の行う職業指導の手段として法律に明記をしております。さらに、学生や生徒等の職業指導を効果的に行なうことができるよう、

シップの実施を法律に明記し、その推進を図るこ

としております。さらに、公共職業安定機関との連携を法律に明記いたしました。これらが職業紹介あるいは教育訓練として、それぞれが職業紹介あるいは教育訓練とした面で連携を図ながら、その業務の充実を

図る。

こういったことで、公共職業紹介機関についてもその機能のアップをすることでの改正案に明記をしているところでございます。

○若浅委員 御答弁で若干触れましたが、民間の職業紹介については、公共職業安定機関にはない機能が求められることになると思いません。

民間については、公共と異なり、各紹介所のいわば得意分野において事業活動を進めることができなければならないと思いますが、この点につ

いて、今回の改正法案ではどのような配慮がなされているのか。また、民間の紹介所には、不合理な差別などが生じない限り、できるだけ自由に事業活動の範囲を設定させることが必要ではないか

と思っておりますが、いかがでございますか。○渡邊(信)政府委員 職業安定法により、現在も、公共職業安定所及び民間の職業紹介事業者は受

理しなければならないといふうに、職業紹介機関がこれを独占するという考えをとり続けることは適当ではなく、公共のセーフティーネットの上に民間がさまざまな創意工夫を行い、また公共

と民間が十分な連携協力をを行い、良質のサービスを提供していくことが重要であると考えます。

官民が大きな一つのネットワークを形成して労働者の雇用確保を図っていくべきであると思いま

すが、今後どのような対策を考えておられるか、御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○甘利国務大臣 労働力の需給調整機能をもとよ

り公共が独占をしているというつもりはありませんが、御指摘のように、官民相まって、お互いに補完をしながら漏れがないように対応していくことには、これはあくまで営利を目的として行われる紹介事業でございますから、やはりそれぞれ得意の

分野というものがあるうかといふうに思いました。従来も、それぞれの得意分野において民間の有料職業紹介事業といふものが発展を見てきておりま

す。今般は、こういったことも配慮いたしまして職業紹介の範囲を広げるわけですが、その範

囲につきましては、有料職業紹介事業者の申し出に基づきまして、これらの者が行う有料職業紹介の実施を安定所の行う職業指導の手段として法律に明記をしております。さらに、学生や生徒等の職業指導を効果的に行なうことができるよう、

マッチによるものであるという数字が出ておりま

すので、極力このミスマッチをなくしていく、そ

る方等につきまして、あるいは既に行っている民間の職業紹介所につきましては、自分の得意の分野でそれぞれのノウハウを發揮しながら職業紹介に当たる、その中において、すべての求人、求職について平等な扱いをするという原則を適用するというふうにしているわけであります。民間に当たる、その中において、すべての求人、求職について平等な扱いをするという原則を適用するというふうにしているわけであります。民間に当たる、その中において、すべての求人、求職について平等な扱いをするという原則を適用するというふうにしているわけであります。

二月の四・六%のうち、いわゆる需要不足による失業率は一・五%ぐらいで、それ以外は各種ミスマッチによるものであるという数字が出ておりま

のために労働力需給調整機能を引き続き強化していくということは非常に大事なことでございまして、今回の法改正を踏まえて、官と民が協力体制をとりながら対応していきたいというふうに思っております。

さらに、先般総理から、総理は現時点で雇用が最重点の課題だということをおっしゃっておられまして、先般の閣議におきましても、労働大臣と通産大臣は特に協力をしてこれに対処してほしいという指示ももらっております。

先ほども一部答弁をさせていただきましたが、中高年のホワイトカラーが特にこれから厳しいということになりますので、そこに焦点を当てて、失業者本人の主体性といいますか自主性を大幅に取り入れて、なつかつ、一連のシステムとして再就職に結びつくような新たな対策を今策定中でございまして、五月中にも発表できるかというふうに思っております。

○岩瀬委員 終わりります。

○川端委員長代理 大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。いよいよ職安法、派遣法の両改正案の委員会審議が始まつたわけでありますけれども、先ほど大臣も、職安法は憲法に基づく、こう御発言がありませんが、まさしくそうで、私どもも、これは基本法である、こう思っております。

今回は、その基本法の性格が根本的に変わってくる。同時に、労働者供給事業、つまり労働者派遣事業が全面的に解禁される。このことは、日本におけるこれまでの雇用慣行、こういうものへの大きな、深刻な影響のみにとどまらず、雇用そのものの深刻な荒廃あるいは破壊につながる、私はそういう強い危惧を持っているものであります。そこで、きょうは時間も短いので、両法案の

基本点のみお聞きをしておきたいと思います。

まず、職安法についてであります。今回の改

正案の最大の問題は、有料職業あつせん事業、これを全面的に自由化する、ここに職安法の改正の骨子があると思うんです。そこで、戦後、職安法

が、有料職業あつせん事業、何人もこれをやってはならない、職業紹介の原則は、国が無料で行う、こういうふうに、それを原則にしたのはなぜか、まずこの点からお聞きをしたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 現在の職業安定法が制定、施行されましたのは、昭和二十一年でございま

す。この職業安定法制定当時以前、すなわち戦前等におきましては、職業紹介についてはいわゆる強制労働あるいは中間搾取等の弊害がいろいろ見られたところであります。そういう事情にかん

がみまして、職業安定法、昭和二十一年に制定された当時におきましては、特別の技術を要する職業についてのみ例外的に民間の有料職業紹介事業を認めるということにしたわけでございます。

また、我が国が批准をしておりましたILLOの第

九十六号条約におきまして、民間の有料職業紹介事業については、いろいろな弊害があった、こういうことを認めるということにしたわけでございます。

また、最初懸念をされまして、民間の有料職業紹介事業については、極力これを抑制する、あるいは漸進的にこれを廃止するというふうな規定になつてお

りまして、我が国は、極力これを規制するという

ことにしておきました。そういう経緯でございます。

○大森委員 中間搾取あるいは強制労働が戦前はびこつたということなんですが、それでは、なぜ中間搾取をしてはならないのか、強制労働をして

はならないのか、その点でありますけれども、大

もとには、私は、やはり憲法に基づく労働権の保障、個人の意思にそぐわぬ就労を強制してはなら

ない、この点が大もとにあると思うんですね。

これは、職安局編著の「労働法コンメンタール」の中でも、そのことを大いに強調をしているわけ

ですね。つまり、戦前の旧職業紹介法、これが需

要供給の調整だけを目的にしているということを排除して、こういうふうに言っているんです

ね。

単に産業に必要な労働力を充足するためにその需要供給の調整を図ることだけを目的とするものでなく、各人にその有する能力に応じて適当な職業に就く機会を与える、職業の安定を図ることを目的とするものであり、あくまで日本国憲法の精神に従い、個人の自由と尊厳を基調とするものである。

これが新職安法の意義としてコンメントールは説明をしているわけなんです。有料職業あつせん事業、これを禁止した大もとの理由は、根本はここにあるんじゃないかということだと思いますが、どうですか。

○渡邊(信)政府委員 先ほど申し述べましたように、有料職業紹介、民間によります、こういった事業についての、いろいろな弊害があつた、こういうことにかんがみて現在のような規制がなされてい

るというふうに思っています。

○大森委員 そういう個人の自由と尊厳に基づくものだ、それが根本にあるということをしっかりと認識をしていただきたいと思うんです。

有料職業紹介事業、あつせん事業を、今、先ほど来お話をある、こういう深刻な雇用情勢のもとで認識をしていただきたいたいと思うんです。

○大森委員 そういう個人の自由と尊厳に基づくものだ、それが根本にあるということをしっかりと認識をしていただきたいたいと思うんです。

有料職業紹介事業、あつせん事業を、今、先ほど来お話をある、こういう深刻な雇用情勢のもとで

認識をしていただきたいたいと思うんです。

○大森委員 そういう個人の自由と尊厳に基づくものだ、それが根本にあるということをしっかりと認識をしていただきたいたいと思うんです。

有料職業紹介事業、あつせん事業を、今、先ほど来お話をある、こういう深刻な雇用情勢のもとで

認識をしていただきたいたいと思うんです。

○大森委員 中間搾取あるいは強制労働が戦前は

びこつたということなんですが、それでは、なぜ中間搾取をしてはならないのか、強制労働をして

はならないのか、その点でありますけれども、大

もとには、私は、やはり憲法に基づく労働権の保

障、個人の意思にそぐわぬ就労を強制してはなら

ない、この点が大もとにあると思うんですね。

これは、職安局編著の「労働法コンメンタール」

はいつも企業の顔色をうかがってはいる、こういう

証言がされておりますけれども、まさにそうだと

思います。

また、とにかく利益を上げて営業として成り立つためには何が必要か。これは、求人側からは収入があるわけですから、求人側の需要を絶えず満たさなくちゃいけない。そのため必然的に求職者をたくさん集める。そのため広告、いわゆるおどり広告とかおどり募集、あるいは誇大広告、

こういうふうに、それを原則にしたのはなぜか、まさこの点からお聞きをしたいと思います。

○渡邊(信)政府委員 現在の職業安定法が制定、施行されましたのは、昭和二十一年でございま

す。この職業安定法制定当時以前、すなわち戦前等におきましては、職業紹介については、いわゆる強制労働あるいは中間搾取等の弊害がいろいろ見られたところであります。そういう事情にかんがみて現在のような規制がなされてい

るというふうに思っています。

○渡邊(信)政府委員 先ほど申し述べましたように、有料職業紹介、民間によります、こういった事業についての、いろいろな弊害があつた、こういう

ことにかんがみて現在のような規制がなされてい

るというふうに思っています。

○渡邊(信)政府委員 先ほど申し述べましたように、有料職業紹介事業を、今、先ほど来お話をある、こういう深刻な雇用情勢のもとで

認識をしていただきたいたいと思うんです。

○大森委員 中間搾取あるいは強制労働が戦前は

びこつたということなんですが、それでは、なぜ中間搾取をしてはならないのか、強制労働をして

はならないのか、その点でありますけれども、大

もとには、私は、やはり憲法に基づく労働権の保

障、個人の意思にそぐわぬ就労を強制してはなら

ない、この点が大もとにあると思うんですね。

これは、職安局編著の「労働法コンメンタール」

はいつも企業の顔色をうかがってはいる、こういう

証言がされておりますけれども、まさにそうだと

です。

私は、戦前型の強制労働とかあるいは中間搾取、

そういうものにとどまらない、今日、それこそ個

人の自由と尊厳を侵すような、そういうものがこ

ういう分野に入り込んでくるということを指摘

なくてはならないと思います。結局、そういう職

選択の自由とかあるいは労働権の保障を労働者

一人一人にしていくということではなくて、現行

の職安法のそうした根本思想あるいは性格を根本から変えていくことになるんじゃないかという点は、これはいかがでしょうか。

〔川端委員長代理退席、委員長着席〕

○渡邊(信)政府委員 今般の職業安定法の改正によりまして、一部自由化が懸念される業界については、これを紹介対象業務から外しておりますが、その余は基本的に職業紹介の対象というふうに広く認めるということにしておるわけあります。

この間、国際的な潮流も大きく変わりました。先ほどほどのILOの九十六号条約は、一昨年の百八十一号条約に取ってかわられたわけであります。この百八十一号条約の思想は、労働者個人個人の保護を強化しながら、職業紹介あるいは派遣事業を、原則これを認めていくというふうに百八十度方向転換したわけであります。我が国の政労使も、この百八一号条約の採択に賛成したわけであります。

もちろん、日本国内におきましても、昭和二年当時との五十余年間で状況は大きく変わったというふうに見ておりまして、こういった状況の大変な、根本的な変化を背景として、今般の職業安定法の改正案を、関係審議会で十分審議をいたしました。ただいて提案をしたというふうに考えております。

いざれにしましても、労働者の保護という観点は基本的には欠かすことのできないわけでありまして、今般、秘密の漏えいに對します罰則の新設、こういったこともあわせて整備をしながら、この職業安定法の紹介対象業務の原則自由化という方向について提案をして、審議を願っているところでございます。

○大森委員 現在、公共の職安が全国で六百カ所近く、ハローワークがあるわけですね。そういう公共の職安等々を機能強化していわゆるミスマッチの解消とか、そういう面でもそれは大いに可能だということを指摘して、派遣労働の関係に移りたいと思います。

今日、派遣労働者の実態問題、最近の新聞、テレビ等でも大きく報道されて、あるいは労働省自身の調査でも、あるいは弁護士さんなどが自発的に行っておられる派遣一一〇番などにも、派遣労働者の実態が非常に過酷な状況が報告され、共に広く認めるということにしておるわけあります。

先月、東京都労働経済局が発表した派遣労働に関する調査の中でも、公的機関が実施したものとしては最大規模のものじゃないだろうか。今回の東京都の調査、これは、派遣労働者が公認されて十三年になるわけなんですが、まさにこの十三年間の派遣労働の一つの実態、一つの答えが、十三年間の派遣労働を通じてこの調査に示されています。

先ほど来派遣労働者のニーズ論が言われているわけなんですが、労働者ニーズ論もこの数字だと破綻している。例えば派遣選択理由、一九八八年と一九九八年、十年たつての比較ですが、都合に合わせ働くが、十年前五六・三%だったのが今回は四〇・六%、大幅に落ち込む。それから一方で、正社員の職がないという点は、十年前は二三・三%、それが今回三七・一%、大きく伸びて六%だったのが今回は二九・〇%。正社員で働きたいということが今は見当たらないわけですね。さらに、今後、派遣を受けた人がどうかといいますと、十年前は三五・六%だったのが今回は三〇・〇%、逆転して、こちらの方が多数になっているわけですね。

この東京都の調査の中では、派遣労働者に対しても、今回の派遣法の改正案についてはどう考えるかというアンケート項目もありました。一番多數ふさいでいくかという、この両面が今回の法改正にはうたってあります。

一番の心配は、常用代替に使われちゃうということで、長期に常用代替として使おうとするときには対応策がちゃんとあるというようにさせていただきましたし、いろいろな不利益取り扱い、不当取り扱いをされる派遣労働者は、申告制度といふことで申告をしていただく。それによってさらに行法の二十六条の一項に「派遣労働者の就業の場

え、好ましい、これはわずか一四・八%しかないわけであります。

そういう意味で、私は、この東京都の調査といふことは、派遣労働十三年、その一つの結論だ、答えた、今後のサジェスチョンを与えていたいと思いますけれども、労働大臣はこの東京都の調査をご覧になつて、率直な大臣の御見解を伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 東京都の労働経済局が最近調査をされた、その中で、過去の調査結果と大分変わってきてるじゃないかという御指摘であります。

いろいろな要素があろうかと思ひます。もちろん派遣労働を肯定的に見ておられる方もそれはちゃんといらっしゃる。それから、いろいろな問題点を指摘する方もいる。それがちょっとふえたじゃないかと。これは、雇用失業情勢が悪化をいたしまして、本来常用雇用、正規雇用で働きたいという人で失業者の方が、とりあえずこういう仕事が手っ取り早いし、それしか今は見当たらないから派遣でという方は、以前の調査時点よりはふえてるんじゃないかといふふうに個人的にちよっと今思いました。そうすると、本来派遣労働で働きたいという人以外の人が派遣労働に参入をしてきますと、それは、本来はこういう形で働きたいんだよという人の数値はふえるんだというふうに思います。

派遣労働には、当然いろいろな利点もあるし、あるいは心配な点もありますから、利点はちゃんと利点として位置づけて、心配な点をどうやってふさいでいくかという、この両面が今回の法改正にはうたってあります。

一一番の心配は、常用代替に使われちゃうという点で、長期に常用代替として使おうとするときには対応策がちゃんとあるというようにさせていただきましたし、いろいろな不利益取り扱い、不

うにちゃんと対処をする等々、問題だとされている点を改善し、引き続き社会のニーズとして必要だとされている点はちゃんと位置づけていくといふ法改正として取り組んだつもりでございます。

大森先生も大変賛成な方でいらっしゃいますから、よく吟味をしていただきと、きっといずれ賛成をしていただけるかというふうに確信をいたしております。

○大森委員 よく吟味した結果が、先ほど来、民主党の石橋議員も、正規労働者との代替の歯どめの問題、本当に歯どめになるのかという御質問がありました。大臣が冒頭に一番言われた点はこの点であるわけなんですが、本当に歯どめになり得るかという点で私ども吟味した結果、これはなり得ないというのが結論であります。

以下、それに関して幾つかお聞きしたいと思うのですが、まず、四十条の二で派遣期間制限を定めていますが、派遣先の事業所そこの点であるわけなんですが、本当に歯どめになります。この点で、「その他派遣就業の場所」とはどういうところ行っているわけなんですが、「派遣先の事業所そこの他派遣就業の場所ごとの同一の業務について」の点で、「その他の派遣就業の場所」とはどういうことになりますけれども、お話をありました。これは、就業の場所が変われば、派遣期間の算定は何ヵ月やつていうようがまたゼロになるということがまず挙げてあるわけなんです。こ

で、「その他の派遣就業の場所」とはどういうところの点で、この点でありますけれども、先ほどの職安局長の御答弁では、係とか班とかいう、これは同一業務との関連でありますけれども、お話をありました。これは、就業の場所が変われば、派遣期間の算定は何ヵ月やつていうようがまたゼロになるということに当然なり得ると思うんですが、それが一点。

それと、もう一点は、これから指針等で同一業務、同一の場所についての検討をするかのようなことを言われておるわけですが、現行法の二十六条で既に同一の場所及び同一の業務については表示されています。その現在の行政解釈をきちんと行っているはずであります。その現在の行政解釈は一体どういうものなのか、文書がありますから、労働省の方もそれについての行政解釈をきみと行っているはずであります。その現在の行政解釈は一体どういうものなのか、文書がありますから、できれば文書で出していただきたい。この点、どうでしょう。

○渡邊(信)政府委員 今委員御指摘のように、現

所」という概念がありまして、この解釈としましては、従来から、原則として派遣労働者が所属する部署あるいは電話番号等必要な場合に派遣元事業主が当該派遣労働者と連絡がとれる程度の内容であることを必要としているということで、実際には課程度の部署がその対象となっていることが多いうふうに理解をしております。

また、これは場所の問題でありますけれども、特に重要な概念は同一の業務ということではないかと思います。同一の業務について引き続き一年を超えて派遣労働者を受け入れてはならないということになります。この同一の業務というだけではなく、この業務は、先ほどの御質問にもございましたが、現行の派遣に関する法令の中でもいろいろな使い方をされている場合があるわけでありまして、同一の業務というだけではかなり漠然とした概念であろうかというふうに思います。

この同一の業務の概念の解釈につきましては、常用代替の防止をするという点、さらには今般派遣労働を広く認めるようになつたという点、この両方の要素を勘案しながら解釈、運用していく必要があるというふうに思つておりますが、現在で

は、この同一の業務の概念につきましては、その組織におきます最小小単位である係や班、こういったところで行われる業務を同一の業務というふうに解釈をしていきたいと考えておりますが、現在で

ます。したがつて、仮に隣の机に変わつたというふうな場合でも、それが同じ係や班の中の業務であれば、表面上は違つた仕事に見えましても、こ

れは同一の業務として規制をされるというふうなことにならうかと考へております。

○渡邊(信)政府委員 これは逆に、例えば私が一つ変わつても班が変われば違う業務ということになるわけですね。そうですね。

○渡邊(信)政府委員 これは、今般の改正法案の規定のしぶりでございますが、就業の場所と業務と両方で縛つてあるわけでありまして、これは、あくまで脱法を避けるということを留意しながら解釈をしなければいけませんが、基本的には場所

が変われば違つた派遣が受けられるということでございます。

○大森委員 現に日経連なんかも言つておるわけですね。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

派遣労働者を派遣することにより常用雇用代替回

避のための期間制限は実質的に無意味になると。

実際に、今まで現行法でもそういう形でのケース

は幾らもあると思うのですね。例えば渡邊電気

などは渡邊電気という会社に何年も派遣されるとい

うことは、この今の規定では十分に可能になると

思うのです。そういう意味で、場所ごとの同一業

務という点では歯どめにならないんじやないか。

○渡邊(信)政府委員 については、先ほど申し上げたふうなことでござ

ります。これは内部の取り扱い要領でありますので、現在はそういうことで運用させていただい

ております。

○大森委員 したがつて、場所ごとの同一業務と

いう点で、同じ会社の中であつても、何年でも同

一人物が派遣されるということは、これは可能だ

ということですね。

○渡邊(信)政府委員 あくまでも就労の場所、あ

るいは同一の業務といった概念でこの規定によ

て縛られるわけですから、その中で脱法的

な行為が行われたという場合には改善命令を出

し、あるいは、その命令に従わないときには罰則

があります。したがつて、仮に隣の机に変わつた

といふふうに思つておられます。

○大森委員 それは逆に、例えは私が一つ変わつても班が変われば違う業務ということになるわけですね。

○渡邊(信)政府委員 これは、今般の改正法案の規定のしぶりでございますが、就業の場所と業務と両方で縛つてあるわけでありまして、これは、あくまで脱法を避けるということを留意しながら解釈をしなければいけませんが、基本的には場所

が、こういったものは法の逸脱として禁止をす

りまして、そういうことを勘案しながら、例え

ば同一の業務については、先ほど申したような解

釈、運用としてはどうだろうかというふうに考

えているところでございます。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。そういうこと

は同一業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

新たに常用労働者を雇い入れる意思がない限りは

その派遣労働者を雇用するということにはならな

いわけです。

○大森委員 つまり、なぜ私どもこだわつてこの

同一業務といつてやりませんが、別の

業務じゃないと思うのです。さ

らに、仮にワープロだ

けで派遣労働者が一年間やつた、しかし、その場

合でも、この改正法案の条文どおりいきますと、

雇用をする意思がなければだめだというようないふうなことか、さらに、先ほどの答弁にもありましたけれども、努力義務になつていて。これは強行規定になつていいわけですね。したがつて、一年間派遣労働者が勤務して、正社員でやりたいと思っても、その夢はなかなか実現しないんじゃないのか。

きのうの朝日新聞が、この派遣法の社説を出しておりますが、一番の問題点の一つとして、そういう一年間勤めた派遣労働者が本当にその派遣先に雇用される道は開かれないというのを提起していますけれども、まさにこれは、今の八十六万に達する多くの派遣労働者の非常に切実な要望であります。

私たちも先般対案も出したわけなんですが、その中では、やはりこれは、一年間勤めた、一年間派遣された労働者はその派遣先に自動的に、本人の意思があれば、希望があれば雇用されるということが非常に望ましいんじゃないかな。このことは、また今後の議論の中で大いにやつていきたいと思います。

時間が参りましたので、今回の職安法、冒頭にも申し上げましたように、これは憲法に基づく基本法である、それと、今回の派遣法の全面自由化によって、私は、日本の雇用の現場の荒廃が進むのじやないかと強い懸念を持っている、そういう問題でありますから、徹底した審議をせひやつていただきたいということを委員長に強く要望して、私の質問を終わらたいと思います。

○岩田委員長 次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 大事な法律案でござりますので、相当な時間をかけての論議がなされるものということです。本日は、わずか三十分ですので、概略的な質問をさせていただきたいと思います。ちょっと質問にはなかつたのですが、局長に質問というよりも思ひということでお尋ねしたいのですけれども、たしか九五年だったと思うのですけれども、日経連が、二十一世紀の日本型といいますか、経営者の側からこうあってほしいなどとい

う日本の雇用の形、長期能力蓄積型という雇用のあり方と、専門能力活用型という雇用のあり方と、柔軟雇用型という三つのカテゴリーに大まかに分けた雇いぶりといいますか、働き方というのを出しておられるようですねけれども、局長は、この派遣労働というのは、このカテゴリーの中であればどの部類に入るをお考へでしようか。

○渡邊(信)政府委員 派遣労働に関する需要を企業側から見るといたしますと、これはやはり短期の即戦力になる労働者を雇用しようとする、そういう企業の要望もあろうかというふうに思います。

○濱田(健)委員 それは、この法律で短期、一時的、臨時的という言葉が言われておりますので、そうだと思うのですが、私が申し上げた、いわゆる日本型の長期雇用という形である長期能力蓄積型という部分と、今ある「十六業種に当たるかどうか、ちょっと違うとは思うのですが、専門能力を活用して一定程度の期間はその企業のいろいろなものを開発するために雇う、有期雇用、有期契約みたいな形、またその人もどこかで新たな能力を發揮する。

今局長が答えてもらつた、この法律でよく使われている臨時的、一時的なということであると、この日経連が言っている新しい時代の経営者としての雇用のあり方の中では、やはり柔軟雇用型といふ部類に入るだらうなと私は思つてゐる。柔軟雇用型というのをもう少し具体的に言うと、パートであつたりアルバイトであつたりといふところと、これは私の勝手な位置づけですから、そうじやない反論していただいて結構なんですねけれども、いつでも取つかえることが可能であると言われる雇用形態の中に位置づけられてしまうのではないのかな、これはもう少し論議しなくちゃならないと思うのですけれども、私はそう思つてゐるのです。

それで、この改正案の中でやはり一番心配されているのが、常用雇用と取りかえられてしまうの

ではないだらうかということでございまして、今

大森委員の方からも、少し時間をかけて、同一事業所、同一業務、この派遣期間の問題が触れられたと思うわけでございます。

余りやりとりはしたくございませんが、もう一つ具体的にお聞きしたいのですが、同一事業所と

いう部分は、課より小さく、係や班といったような単位でくくりたいというところでござります。

○濱田(健)委員 では、業務でも構いません。

○渡邊(信)政府委員 これは、同一の業務といふ規定の解釈として、そういう解釈で臨みたいといふふうに考えております。

○濱田(健)委員 では、業務でも構いません。

同一事業所といつたときには、どのような範囲で考えればよろしいのでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 事業所という概念は、労働関係のいろいろな法令にも出てまいりますが、ある程度の組織的・一体性を持つて、そこにある程度の人事労務管理等も独立して行い得る、こういったものを指すものではないかというふうに考えて

います。

○濱田(健)委員 わかりました。ある程度の大きさというのがそこでは言われていてるというふうに、現時点では理解をしておきたいと思います。

業務に関してであれば、先ほどもありましただけれども、班や係というところで、例えば三つの班がある。三人の人が派遣で来ている。難しくならないよう、AさんもBさんもCさんも別な班と同じワープロを打つという派遣の仕事をしていただけます。

ア、違った業務がついている。そういう場合に

規雇用に影響を及ぼさない仕事、派遣される仕事ということでござりますが、臨時的、一時的な雇用というのは、今回の改正案のどの条文にそれが書かれているのでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 臨時的、一時的という言葉は、条文には出てきません。

これは、今回拡充する派遣労働の対象期間を年以内と限定したことを使いそう呼んでいるものでございます。したがいまして、一年以内の業務

ということと同義だというふうに理解しております。

○濱田(健)委員 そこで読み取ってほしいというところですね。きょうはそれでいいでしよう。

それで、働く側も雇い入れる側も、いろいろ働きぶりのニーズの中を交わってきて、短時間いろいろな仕事をしてまたほかの仕事を移りたいというようなニーズがあるんだということでございますが、これも先ほど大森委員が出されましたが、東京都労働経済局の派遣労働に関する、企業

ある場合があると思います。

例えば、経理の事務をしている者とワープロを打つている方が一緒に一つの班にいるというふうなことは十分あり得るわけでありまして、その一つの班の中で、ワープロの仕事が終わつたので、一年終えたところでは経理の仕事に移るといったものは、同一の業務としてそれは脱法的な行為になります。

また、先ほどちょっと申しましたが、班を超えても、それは単に労務管理上の便宜性、例えば、大変大きくなつたので特定の管理者が管理をする範囲を超えるので、班を今まで三つだったものを五つに分やすうというところで、ある班にいた人が同じような仕事を別のところに行ってやるというふうに、便宜組織を分けたようなものについては同一の業務というふうに解釈をすべきではないかと思っています。

また、先ほどちょっと申しましたが、班を超えても、それは単に労務管理上の便宜性、例えば、大変大きくなつたので特定の管理者が管理をする範囲を超えるので、班を今まで三つだったものを五つに分やすうというところで、ある班にいた人が同じような仕事を別のところに行ってやるというふうに、便宜組織を分けたようなものについては同一の業務というふうに解釈をすべきではないかと思っています。

側が、事業所が考へておられる派遣利用のメリット、長所、この考え方の推移、役所の方も資料をお持ちだと思うんです。

いろいろな要因があるかとは思うんですが、これは二つまで回答できますので足し算して一〇〇%になるわけじゃないんですね。一九八八年に一時的欠員の補充が五二・一%あったのが、一九九八年には四六・〇%減っているんですね。約六%ぐらい減っている。これは誤差だと言えるのかもしれません、数字では減っておりません。一時的欠員、一時的にそういう仕事をする人が足りなくなつたから一時的、臨時に雇おうというところが長所だという形で考えて派遣労働者を雇うという考え方が六%減っている。

逆に、自社従業員数の抑制というところがメ

リットだ、長所だと言つておられる部分は、一九八八年の一八・一%から三〇・九%に、約一二%上

がつておる。賃金や福利厚生費の減少につながるからメリットだと言つておるのは、一九八八年の

一一・二%から一四・七%、二倍以上にふえてい

る。

現行二十六業種の、専門的な知識、技能、そ

うことで、すぐには養成できないから一時的に

そういう専門的な人たちを派遣労働にかりよう

う部分でありましよう項目の養成困難な労働力

の確保という部分も、三三・四%から一〇・六%

に減つておる。

これは東京都だけの調査ですので、全国そ

とは言えないかも知れませんが、この数字を見

て、雇う側が、臨時の、一時的なこの派遣労働に

踏み切る大義名分といいますか、それは、正規雇

用に取つてかわるものではない、いろいろな歯ど

めをしておるんだというところを強調しておられ

ますけれども、現場的に見ると、どう見てもこの

自由化が、かつてない長期の不況下、そして企業

の経営状況の悪化、それに正比例する形で、正社

員のリストラ誘因として働きかねないというよ

うな抜け道もありはしないか、そういう点に関し

葉で私たち聞くわけがございます。

お持ちでしようか。

○渡邊(信)政府委員 現在企業を取り巻く環境も大変厳しいものがありまして、企業としては、でも

きるだけ合理化あるいは経営の効率化に努めよ

う、そういう努力をされるということはまた当然

のことであるうと思います。そういった意味で

は、人件費等の固定経費についてもできるだけ合

理化を図ろう、そういうふうに思つています。

ただ、今般の派遣法の改正は、そういった企業

の要望に全面的にこたえようというものではもち

ろんございません。労働者の保護を強化しており

ますし、あくまでも一年間の、先ほどの言葉です

けれども臨時の、一時的な派遣についての道を開

くということですざいますから、企業が自社の從

業員を減らしましてその代替として派遣労働者を

雇うということは、これは常用労働としてはその

道はふさがれているわけでありまして、今般さ

ら

きましては、その分野において労使のニーズが一

致する、そういうものについて、これの育成、

発展を図ろうといった趣旨のものでございまし

て、先ほど委員おっしゃいましたような、企業の

要望に全面的にこたえるものとして提案をしてい

るわけがございません。

○濱田(健)委員 申しあげありません。大臣にま

すお聞きする予定にしておいたんですけど、少し局長

とやりとりをさせていただきました。

今、労働省が派遣業務の原則自由化という形に

踏み切る大義名分といいますか、それは、正規雇

用に取つてかわるものではない、いろいろな歯ど

めをしておるんだというところを強調しておられ

ますけれども、現場的に見ると、どう見てもこの

自由化が、かつてない長期の不況下、そして企業

の経営状況の悪化、それに正比例する形で、正社

員のリストラ誘因として働きかねないというよ

うな抜け道もありはしないか、そういう点に関し

葉で私たち聞くわけがございます。

お持ちでしようか。

ましても、事実上、実態上同一業務の場合につい

てはもちろんきちんと指導をしていくつもりでござりますし、懸念をされる部分が極力払拭をされ

ております。

それから、世の中にはいろいろ働き方のニ

ーズがあつていいと思うのでありますし、それが働く

く方も自由に選択をできる。そして働く方にとつ

ての不利な点だけ極力解消していくような法的措

置あるいは行政指導をしていくということで対処

しております。

さて、大森委員がしつこく追及をされました中身

とつては大胆なコスト削減というのが至上命題

になつてくるというふうに思うわけでございまし

て、一年という期間制限を仮に設けたとしても、

先ほど大森委員がしつこく追及をされました中身

や私が冒頭で申し上げましたような、本当にそぞ

なのかな、同じ職場の中で派遣という形でだら

いふるのではないかなという危機感を払拭で

回しかねるのではないかと、いうふうに思つて

おります。

ただ、あくまでも一年間の、先ほどの言葉です

や私が冒頭で申し上げましたような、本当にそぞ

なのかな、同じ職場の中で派遣という形でだら

いふるのではないかと、いうふうに思つて

そういう意味でいうと、ILO百八十一号条約の批准に伴って職安法も労働者派遣法も見直すということで、理由の一つのようになりますけれども、ILOに聞くと、いや、そういうことはない、職安法の見直しだけでも批准はできるという言葉も聞いております。

まだぎょう始まつたばかりの質疑でございますけれども、この過去最悪の水準を更新し続けていた失業情勢等を踏まえているならば、政府の原案に固執をされずに、こういう言い方というのはまだ早いのかもしれません、労働者の懸念が十分解消される中身にこの改正案の中身を高めていくという姿勢が役所の方に求められていると思うんです。局長、どうでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 今般の改正案は、従来からいろいろと派遣労働について指摘をされておりました問題点にこたえつつ、特に労働者の保護という観点を強調しつつ派遣労働の対象を広げていくということで、現下の情勢にも十分適応した内容になつていて私どもは考えております。

これは先ほども申し上げたことでございますが、現在、日本において職がない、求人がないわけではなくて、五百萬もの新規求人が安定所に来るわけですが、いろいろな意味でのミスマッチング等の要素が大きくなってきていている。そういう中には、なかなかこういったチャンネルがないので働きたくない、あるいは企業の方も採用したいけれども採用できない、こういったものも含まれておるかと思いまして、今般の派遣法や職安法の改正が失業問題を一気に大きく解決するというようなものではもちろんないと思いますが、少なくともミスマッチの解消に役立つ要素を持っている点は否定できないと思います。

そういった意味でも、現下の失業情勢の中だからこそ成立をさせていただきたいというふうに考へておるわけでございます。

○渡邊(健)委員 本会議の総理への質問でも、今私が申し上げました部分、現下の状況の中でこの法律案を改正することが適宜性を持つていてののか

というふうに質問をしました。総理は、「現下の厳しい雇用失業情勢のもとで、労使双方の多様なニーズに対応し、適切な就業機会の拡大に資する」という答弁をされました。そして、甘利労働大臣は、この改正案について、「長期雇用のメリットを生かしつつ、産業構造等が変化する中で、活力ある経済社会を維持する觀点から、どのような雇用システムが望ましいか、労使間の十分な話し合いで決定されることが重要ではないか」と考へている、こういうふうにも答えておられます。

私は、きょうの質疑を通して、いろいろ出てまいりました契約の途中解除の問題や賃金未払いの問題を含めて、この派遣法そのものが九六年に改正されて、いろいろな改正の中身はあるわけでございますけれども、やはり先ほどの、局長の答弁だつたかわかりませんが、労働者の側だけの歯止め策じゃなくて、使う側、使われる側両方がメリットを持つように、それは当然のことだと思うんですけれども、やはり働く側が、使われる側、そのまま条件をつくり上げることができにくい状況がまだまだ介在している。

改正案の中にもそのことが、これから論議していくといろいろな形で出てくる状況の中では、やはり、労働者保護という形でこの派遣法という名前で解禁されたものであります。

私も日本共産党は、派遣事業が公認されるときから、これは労働基準法が禁じる中間控取を容認するものであり、労働者の団結権を奪い、正規雇用に取つてかわって、極めて不安定かつ無権利な労働者を大量に生み出さざるを得ないことを指摘したのであります。

その結果はどうか。労働省の調査でも派遣労働者の数は八十六万人に達し、この周辺にはその数倍にも達する違法な派遣や派遣類似の労働者の群れをつくり出しました。現在の深刻な不況のもとでは、丸ごと従業員を派遣会社に転籍させ、そこから派遣労働者として派遣させて使うなど、リスクの手段として露骨に使う事例もあらわれています。

だきたいというふうに思つております。

時間が来ましたので、これで終わりたいと思いまます。ありがとうございました。

○岩田委員長 次に、大森猛君外一名提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聽取します。

○大森猛君、

[本号末尾に掲載]

○岩田委員長 次に、大森猛君外一名提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聽取します。

（略）

情報の大量の横流しなど、いわゆる常用労働者においてはほとんど見られない権利侵害が蔓延しているのであります。

本改正案は、ILO条約及び勧告の要請を満たし、我が国の派遣労働者の無権利状態を是正するために、事業法としての性格を強く持つ現行法を文字どおり派遣労働者保護法に改正しようというものです。

その原則は、第一に、政府案とは違つて、あくまで派遣労働は職安法四十四条の例外であり、直接雇用を原則とすること、第二に、現行派遣労働の範囲を現状以上に広げず、縮小の方向で検討すること、そして第三に、派遣労働者の保護措置を抜本的に拡充することとしております。

次に、改正案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、法律の名称及び目的に派遣労働者の保護を明確にうたいました。

第二に、正規雇用の代替を許さないために、特定企業へ専ら派遣する場合の定義を厳格にした上で、禁止することといたしました。また、人員削減を行つた事業場には一年間の派遣受け入れの制限を定めました。

第三に、直接雇用原則を明確にするために、同じ派遣労働者を一年以上使用した場合や、直接面接して採用した場合、さらに派遣会社に転籍させ派遺労働者として受け入れた場合には、いずれも派遣先に直接雇用を義務づけることとしたしました。

第四に、派遣労働者の保護を図るために具体的な施策を定めました。

その主なものを申し上げますと、派遣契約の中途解除を理由とした派遣元との労働契約解除の禁止、賃金や福利厚生施設の利用など派遣先労働者との均等待遇の確保、社会保険、雇用保険加入に

省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなりた後においても、同様とする。

「第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置」を「第三章 派遣労働者の保護等に関する措置」に改める。

第二十六条次の二項を加える。

5 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後第四十条の四の規定に抵触することとなる最初の日及び当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事することとなる業務に係る当該者の事業所における賃金水準に関する事項であつて労働省令で定めるものを通知しなければならない。

第三十条の次に次の二条を加える。

(労働組合を組織する機会の確保)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が労働組合を組織する機会の確保に関し、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)その他の法令に触れない範囲内で、必要な配慮をするように努めなければならない。

第三十三条の二 派遣元事業主は、労働者派遣

(個人情報の収集の制限等)

第三十三条の二 派遣元事業主は、労働者派遣に関する、労働者の個人情報を収集する場合には、当該労働者の有する技能、職業経験等その業務の目的の達成のために必要な情報として労働省令で定める情報以外の情報を収集してはならない。

2 派遣元事業主は、労働者派遣に関しては、当該収集した労働者の個人情報を保管し、又は使用するに当たつては、当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならぬ。

第三十四条の二 派遣元事業主は、その雇用す

る派遣労働者の就業の実態的確に把握する

ために必要な措置を講ずること等により、当

ない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(個人情報の開示請求等)

第三十三条の二 派遣労働者、派遣労働者であつた者その他の労働省令で定める者(以下この条において「派遣労働者等」という)は、当該

派遣労働者等の個人情報を保管する派遣元事業主に対し、自己の個人情報を記録した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気

的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう)。(以下単に「文書等」という)の開示を請求す

ることができる。

2 派遣元事業主は、前項の請求があつたときは、当該請求をした者に対し、当該請求に係る文書等を開示しなければならない。

3 派遣労働者等は、派遣元事業主が保管する当該派遣労働者等の個人情報について誤りがあると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、当該個人情報の訂正、追加又は削除を請求することができる。

4 派遣元事業主は、前項の請求があつたときは、必要な調査を行い、その請求の内容が事実であると認めるときは、当該請求の内容に応じて必要な措置をとらなければならない。

第三十四条の二 派遣元事業主は、当該措置をとらなければならない。

(賃金についての配慮)

第三十四条の二 派遣元事業主は、明示しなければならない」を「明らかにした書面を交付しなければならない」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十五条の二 派遣元事業主は、労働者派遣

(労働組合を組織する機会の確保)

第三十五条の二 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の四の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

(労働組合を組織する機会の確保)

第三十五条の三 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の四の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

(労働組合を組織する機会の確保)

第三十五条の三 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の四の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

(労働組合を組織する機会の確保)

第三十五条の三 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の四の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

第三十五条の三 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の四の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

該派遣労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)その他の法令の定めるところにより適正に有給休暇を取得することができるようにしなければならない。

第三十五条の二 派遣労働者、派遣労働者であつた者その他の労働省令で定める者(以下この条において「派遣労働者等」という)は、当該

被保険者の資格に関する事項(健康保険法の規定による被保険者の資格、厚生年金保険法の規定による被保険者の資格又は雇用保険法の規定による被保険者の資格の有無その他これらの方の規定による被保険者の資格に関する事項)で定める被保険者の資格又は雇用保険法の規定による被保険者の資格の有無その他のこれらの法律の規定による被保険者の資格に関する事項で定める被保険者の資格、厚生年金保険法の規定による被保険者の資格、厚生年金保険法の規定による被保険者の資格を有する派遣労働者(労働省令で定めるものをいう。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三章第三節中第三十九条の前に次の二条を加える。

(書面の交付を受けていない派遣労働者等の

受入れの禁止)

第三十八条の二 派遣先は、派遣元事業主から第三十四条の規定による書面の交付を受けていない派遣労働者等の

受入れの禁止)

第三十八条の二 派遣先は、派遣元事業主から第三十四条の規定による書面の交付を受けて

いない派遣労働者等の

受入れの禁止)

労働者派遣に係る就業をすることを希望するときは、当該希望に応じた新たな就業の機会を確保するよう努めなければならない。

第三十六条中「第三号」を「第四号」に改め、同条第一号中「第一条」を「第三十四条、第三十五条」に改める。

第三章第三節中第三十九条の前に次の二条を加える。

(書面の交付を受けていない派遣労働者等の

受入れの禁止)

第三十八条の二 派遣先は、派遣元事業主から第三十四条の規定による書面の交付を受けて

いない派遣労働者等の

受入れの禁止)

(派遣先における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上及び指揮命令上の配慮)

おいて行われる性的な言動に対するその指揮命令の下に労働させる女性である派遣労働者の対応により当該女性である派遣労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性である派遣労働者の就業環境が害される」とのないよう、雇用管理上及び指揮命令上必要な配慮をしなければならない。

派遣先との団体交渉

第四十条の三 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者の代表者から、当該派遣就業に係る労働条件であつて、当該派遣先が現実的かつ具体的に支配し、及び決定することができるもの等について団体交渉の申入があつたときは、労働組合法その他の法令の規定に違反することのないよう誠実に応対しなければならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の四 派遣先は、当該派遣先の事業所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

派遣労働者の雇用等

第四十条の五 派遣先が、子会社である派遣事業主（当該派遣先が発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する株式会社マまたは資本の総額の二分の一を超える額に相当する出資口数を有する有限会社である派遣元事業主をいう。以下この条において同じ。）から、当該派遣先に雇用されていた労働者でもつて六十歳以上の定年その他労働省令で定める事由以外の事由により当該派遣先との雇用関係が終了した後ににおいて当該子会社である派遣元事業主に派遣労働者として雇用されている者に係る労働者派遣の役務の提供を受けた場合には、当該派遣先と当該派遣労働者

(当該派遣先のために初めて派遣就業をした日から起算して七日以内に、労働省令で定めることにより、当該派遣先に雇用されるとを当該派遣先に申し出た者に限る。)とは、
労働省令で定めるところにより、当該申出があつた日に、期間の定めのない労働契約を締結したものとみなす。

2 前項の申出があつたときは、当該子会社である派遣元事業主と当該派遣労働者との雇用関係は、当該申出があつた日に、終了したものとみなす。

3 派遣先は、第一項の申出を受けたときは、
労働省令で定めるところにより、当該申出を受けた旨を当該子会社である派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十条の六 派遣先が、労働者派遣の役務の提供を受けるに当たり、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に面接した場合(当該派遣先が当該派遣労働者との面接を要求した場合その他労働省令で定める場合に限る。)において当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けたときは、当該派遣先と当該派遣労働者(当該派遣先のために初めて派遣就業をした日から起算して七日以内に、労働省令で定めるところにより、当該派遣先に雇用されることを当該派遣先に申し出た者に限る。)とは、労働省令で定めるところにより、当該申出があつた日に、期間の定めのない労働契約を締結したものとみなす。

2 前項の申出があつたときは、当該派遣元事業主と当該派遣労働者との雇用関係は、当該申出があつた日に、終了したものとみなす。

3 派遣先は、第一項の申出を受けたときは、
労働省令で定めるところにより、当該申出を受けた旨を当該派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十条の七 派遣先が、当該派遣先の同一の事業所において派遣元事業主から継続して一
年間同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役

該事業所において継続して一年間派遣就業をした派遣労働者(当該一年間が経過した日前日までに、労働省令で定めるところにより、当該派遣先に雇用されることを当該派遣先に申し出た者に限る。)とは、当該一年間が経過した日に、期間の定めのない労働契約を締結したものとみなす。

前項の申出があつたときは、当該派遣労働者と当該派遣労働者との雇用関係は、当該一年間にが経過した日に、終了したものとみなす。

3 派遣先は、第一項の申出を受けたときは、
労働省令で定めるところにより、当該申出を受けた旨を当該派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十三条中「第三十九条」を「第三十八条の二第一項及び第三十九条」に改める。

第四十四条第一項中「(昭和二十一年法律第四十九号)」を削り、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同法第三十一条の第一項中「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)第四十四条各

第三項に規定する派遣元の使用者(以下単に「派遣元の使用者」という。)が就業規則その他これに準ずるものによりと、同法第三十二条の三中「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは、派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものによりと、「とした労働者であるのは、とした労働者であつて、当該労働者に係る労働者派遣法第二十一条第一項に規定する労働者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間により労働させることができるもの」とする。

第四十四条第五項中「同法第三十八条の二第二項中「当該事業場」とあるのは、当該事業場

第十四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場」と削り、「労働者派遣法」という。第二十六条第一項に規定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四項を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第十九項、第五十五項及び第六項、第十四項第一項に規定する派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項に改める。

第四十五条第一項から第四項まで、第八項、第五十一条第一項に規定する派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十七条第一項に改める。

第五十二条第一項に規定する派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十八条第一項に改め、同条の次に次の二条を加える。

(労働大臣に対する申告)

第四十九条の三 労働者派遣をする事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者は、前項の申告をしたことを理由として、派遣労働者その他の労働者その他の労働者は、その事実を労働大臣に申告することができること

第五十二条及び第五十三条を次のように改めはならない。

事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「新労働者派遣法」といふ。)第四十条の四(第二条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一条の三及び第三条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第四十六条の二において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後新たな労働者派遣契約を締結する者について適用する。この場合において、当該者が施行日前から継続して労働者派遣の役務の提供を受けているときは、新労働者派遣法第四十条の四中「一年」とあるのは、「新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供が行われる日から一年」とする。

(派遣労働者の雇用等に関する経過措置)

第二条 新労働者派遣法第四十条の五から第四十条の七までの規定は、施行日以後新たに締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣が行われる場合について適用する。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののが、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第六条 政府は、一般労働者派遣事業(新労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労働者派遣事業をいう。以下同じ。)について、この法律の施行後三年を経過した場合において、派遣労働者の保護に関する制度その他の新労働者派遣法の施行状況等を総合的に勘案して検討を行い、その結果に基づいて一般労働者派遣事業を廃止するための措置等必要な措置を講ずるものとする。

(港湾労働法の一部改正)

第七条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)
- 二 職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第四条第一項第四号
- 三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一百二十一号)第四条第一項第二号
- 四 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号第八条第一項)

- 五 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第一十号の十一
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)別表第二十号
- 七 労働省設置法(昭和二十四年法律第一百六十号)第四条第五十一条
- 八 労働基準法(昭和二十二年法律第四十号)第四条第一項

第八条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定にあっては労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下この条において「労働者派遣法」という。)第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を、労働基準法第三十八条の第二項及びを削り、「労働者派遣法第四十四条第五項」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第五項」に改める。

最近における労働者派遣の実情等にかんがみ、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図るとともに派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、適用対象業務について労働者派遣の役務の提供を受ける期間は一年を超えてはならないこととするほか、派遣労働者の個人情報の保護、労働契約の解除の制限、派遣先による事前面接の禁止、一定の場合の派遣先による派遣労働者の直接雇用、労働大臣に申告をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(労働基準法の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

平成十一年五月十八日印刷

平成十一年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B